

タイトル	日本自動車産業と総力戦体制の形成（十）
著者	大場，四千男；OHBA, Yoshio
引用	開発論集(110)：(1)-(43)
発行日	2022-09-30

日本自動車産業と総力戦体制の形成（十）

大場 四千男*

目次

- 一章 ヒットラーとドイツの大衆車構想
- 二章 日本の「大衆車構想」
- 三章 満州事変と陸軍の自動車政策
- 四章 昭和期満州事変の自動車部隊編成と国産自動車の脆弱性（第101号）
- 五章 商工省・鉄道省の自動車政策（第102号）
- 六章 総力戦体制の再編成と満州支配（第103号）
- 七章 第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想（第104号）
- 八章 軍用自動車補助法と軍用自動車の満州事変への動員（第105号）
- 九章 軍用自動車補助法の改正と輸送革命（第106号）
- 十章 国防国家と総力戦体制（第107号）
- 十一章 長期的分析論とその課題
 - 1 自動車製造事業法は何故制定されたのか——問題提起
 - 2 長期分析論における人口論
 - (1) 江戸時代の人口問題と家族形態
 - (2) 資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」前半（第108号）
 - (3) 資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」後半
 - (4) 江戸時代初期における農業経営形態と家族形態
 - (5) 祠堂金と徳川幕藩体制

- (5) 祠堂金と徳川幕藩体制
- 序 本稿の課題と世田谷二十ヶ村の祠堂金について

前稿では世田谷二十ヶ村が彦根藩伊井家の支配村落として編成されると、彦根藩は世田谷村の豪農であり、且つ大場家の本家から分家した大場市左衛門家を代官として就任させ、六代目迄代官役を代々世襲化させた。

彦根藩は元禄八年（一六九五年）に四代目藩主伊井直興が就任するや、近江大洞に弁財天堂を日光の東照宮を模して造営しようとした。この建設資金は奉加金Ⅱ祠堂金の名目銀を募集し、この資金集めに世田谷二十ヶ村も対象とした。奉加帳には鳥目として名目銀を投じた六千二百二十拾七人の村落別氏名を記載している。更に、この奉加帳は家族構成、男女性、及び身分別（下人男女）の記録をもともなっている。

こうした祠堂名目銀の記録は、同時に、世田谷二十ヶ村の豪農下人経営とその家族構成との歴史的な結合関係を表わす原資料ともなる。それゆえ、前稿では、この「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」を掲げ、その歴史的資料として全文を掲げた次第である。

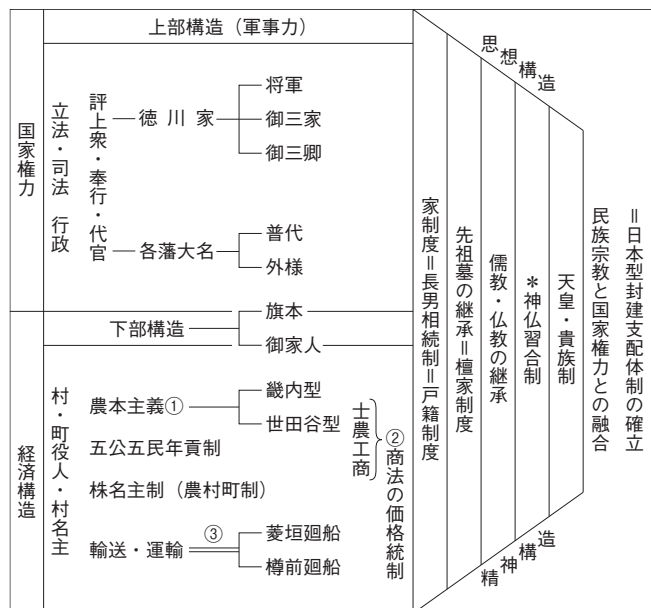
*（おおば よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

この弁天堂の建設資金を祠堂名目銀として広汎に集金する撤収方法は江戸時代の寺社における災害・火災からの再建策として関西、とりわけ大阪を中心に採用され、寺社、宮の経営を強靱化するのに大きな役割を果たしていた。寺社の安定的経営は徳川幕藩体制の確立基盤である士農工商の身分的家制度を民族宗教の檀家に編入すること、キリスト教禁止の大義を全国的に展開する契機となったのである。と同時に、寺社経営は宗門改帳の作製を通して全国町村の人口を国民として統一的に掌握する町村の戸籍役場としての機能すると同時に、全国の末端にまで徳川幕藩体制の宗教政策を推進する行政機構の役割を果たした。それゆえ、徳川幕藩体制はこうした宗門改帳の全国の実施を通して神仏習合の確立を計り、さらに天皇制をも内包する宗教政策を確立するのである。まさに、徳川幕藩体制は寺社経営の安定化とその推進とによって伝統的民族宗教と軍事力Ⅱ武威との結合によって純粹封建的国家として発達することを可能にされるのである。次の図表Ⅰは徳川幕藩体制の歴史構造を現わし、全体像を表示するものである。

他方、世田谷二十ヶ村の代官は分家の大場市左衛門家から七代目の本家に養子となる大場弥十郎へ引き継がれることになる。そして、大場弥十郎代官を苦しめたのは彦根藩伊井家の関東における菩提寺となる豪徳寺の祠堂金貸付による金融的負担の大きさであり、災害、飢饉そして不作による危機的破産を加重化されることで世田谷二十ヶ村を再建することが新しく代官となった大場弥十郎の新しい歴史的任務として課せられる。

ここに、本稿の課題となる大場弥十郎代官の世田谷二十ヶ村再建

図表-1 徳川幕藩体制の歴史構造（国家家族共同体）



策が提起されるのである。と同時に、徳川幕藩体制も八代將軍吉宗の時に、大岡忠相江戸町奉行の働きによって律令体制の画期的発展を迎えるのである。が、火災、災害、飢饉そして不作等が徳川幕藩体制の農本主義を衰退させ、米価高騰と貨幣改鑄によるインフレーションによって、農民一揆、米屋襲撃・打ち壊し等を全国化させる。そして、欧米からの貿易を求める要求が年々強まり、とりわけ、中国での阿片戦争による植民地化は日本の薩摩・長州藩の尊皇攘夷に火をつけ、王政復古への道（『明治絶対主義』）を新しい政治

スローガンとして登場させる契機となる。

八代將軍吉宗から十五代將軍慶喜までの徳川幕藩体制の中期から後期への移行過程は破乱に富んだ衰退過程のジグザグ道の歩みとなる。田沼意次の商法は徳川幕藩体制の経済体制を確立するのに大きな役割を果たす。すなわち、徳川幕藩体制は吉宗の律令体制の確立によつて法治支配の礎を固めるが、しかし、商法の経済秩序と価格安定政策とを欠落させていた。この経済政策での脆弱性を解き放ち、経済基盤を強化したのが田沼意次による株仲間・問屋制度（ギルド）への導入とその確立である。こうした田沼意次の株仲間・問屋制の導入は商品経済の安定価格と商品取引の利益（口銭の収入）とを保障し、カルテル価格の全国的発達を育くむのである。かくて、田沼意次による株仲間・問屋制度は士農工商の経済基盤を確立する経済政策として機能し、商法による経済政策として定着する。次の松平定信は儉約と帰農主義を強化し、また、飢饉への備蓄米制度を奨励した。しかし、松平定信は農本主義の衰退と米価高騰とによつて没落する零細農、農村から都市への雇傭労働者群を人足寄場、或いは佐渡金山への坑夫として取り込み、近代的自由労働制を導入しようとする。この近代的自由労働制は資本の本源の蓄積過程の先駆的形態として展開するが、ここに封建制から資本制への移行を促す形となる。明治時代に入り、この近代的自由労働制は留岡幸助によつて囚人労働への職業訓練を導入し、資本主義企業への雇傭労働を育くむ役割を果たす。

松平定信が儉約制度を採用したが、より一層強化しようとしたのは天保の改革推進者である水野忠邦である。水野忠邦は松平定信の近代的自由労働制に対応する近代的商法の推進を最大の改革課題と

し、田沼意次の改革成果である価格カルテルの統制組織である株仲間・問屋制度を解体し、代りに自由競争の近代的経済組織を導入しようとする。このため、米価騰貴と物価急騰は徳川幕藩体制の崩壊原因となり、全国に米騒動と打ち壊し運動を広める原因となった。こうした全国への倒幕運動は徳川幕藩体制の経済政策、とりわけ商法による士農工商の経済基盤（米価と問屋のカルテル価格統制との連動）の崩壊の中から拡大していくのである。

他方、イギリスの清国における阿片戦争の影響は政治的に徳川幕藩体制の崩壊へ導く導火線となり、孝明天皇と將軍家茂との対立、そして公武合体運動は王政復古としての天皇絶対王政を育くみ、武士道に依拠した徳川幕藩体制の軍事力の脆弱性を露呈させるのである。王政復古が神仏習合を禁止して廃仏毀釈運動を起こし、神道を民族宗教とする新しい宗教国家の建設に入り、ここに明治維新は神道と藩閥軍事力との結びつきによる新しい絶対王政へと歩み始めるのである。

以上のように、徳川幕藩体制は吉宗の確立期から明治維新まで、つまり、1745年（延享二年）から1868年（明治元年）への120年余りにおいて大阪の経済体制に支えられて発展するのである。この徳川幕藩体制の中において吉宗から慶喜までの後半期において経済の中心を成したのは大阪である。大阪は日本全国を中心経済都市として確立し、政治の中枢都市である江戸と二本柱を形成する。したがって、経済都市の大阪を支えたのは（一）畿内を中心にする農村工業の発達であり、具体的には木綿工業、油産業、酒造業を三位一体とする製造業の発達である。第二にこれら木綿、油、酒の原料を全国から大阪へ供給するため、大阪の問屋・仲買によるこれら

供給生産者（農村の織元・酒屋・酒造業者）への資金の前貸しによる供給源の確保である（前期的資本及び高利貸資本の貸付・融資）。第三に、大阪は主に九州、四国そして中国から廻送される大名米を堂島米市場で入札し、米代金に代える全国唯一の米取引による為替両替店を發展させ、全国の金融市場の中心地として発達するのである。この大阪での為替両替店の発達は、大阪の銀貨が江戸の金貨を凌駕することとなる。こうした日本での銀貨優位制は幕末において外国貿易の取引の中で安い金の大量流出を生じさせ、その後の日本経済の不安定性要因となる。大阪の銀貨経済とその繁栄は大阪を金融市場の中心地に位置づけ、日本全国の商品取引、金融取引の中心地に据える。と同時に、大阪の金融市場は全国的な寺社の名目銀市場と化し、全国の寺社から祠堂金、富興行、勸化、貸付金等の金融市場として発達するのである。したがって、大阪の金融市場は全国の寺社の名目銀市場を内包し、寺社の経営を支えることとなる。それゆえ、第四に、大阪が全国の商品流通の中心地として発達する要因となったのは全国から大阪に集まる商品を樽前廻船と菱垣廻船とで江戸廻り荷物として発送したからである。大阪の二十四組江戸積問屋は江戸十組問屋からの注文を受けて綿、油、木綿、砂糖、鯉節、銀、紙等を送り、さらに貸金まで世話をし、金融市場を背景にする信用を供与して商品取引の拡大に力を注ぐのである。

以上のように、大阪は日本全国の流通市場の中心として、さらに江戸廻り商品の供給基地として全国経済の循環運動を信用力の融資で展開させるのである。しかし、大阪は水野忠邦による天保の改革から株・問屋制度の廃止、さらに、江戸廻り荷物の兵庫津への移

行、畿内農村工業の発達等によって漸次衰退へ向かうのである。

こうした大阪経済、金融市場の衰退は寺社経営の鼎かなえとなっていた祠堂銀、富興行、貸付金等の縮小から勸化、札配布への移行となり、寺社経営を危機に陥し入れる。そして、徳川幕藩体制は寺社経営の衰退によって伝統宗教の支えを失っていき、精神、思想的強靱性をも消滅しようとするのである。

本稿の課題は前半において大阪での寺社経営を支えていた名目銀・祠堂銀の発達とその衰退を実証分析し、後半において世田谷二十ヶ村での豪徳寺祠堂金を巡る大場弥十郎代官の活躍を明らかにする。これらの分析は史料に基づく実証によって裏付けられることから、資料を読み解くことによって説明されることとなる。本稿では主に前半での大阪の名目銀形態とその展開を対象とする。

1 寺社の名目銀形態とその資料的分析

図表1と図表3とにおける寺社の名目銀形態は図表1の徳川幕藩体制の歴史構造、とりわけ思想及び精神構造を特徴づける封建的民族宗教と国家権力とを結合させる役割を果すのである。徳川幕藩体制を支える民族宗教と国家権力の融合は寺社の神仏習合を徳川幕府を頂点にする純粹封建支配体制の精神的支柱として機能する。すなわち、徳川封建制の精神・思想構造は神仏習合の象徴である伝統的家父長制・家制度と先祖代々の墓の長男継承制との結合、つまり、檀家制度とによって具体的に強靱化されるのである。

具体的には、キリスト教の禁制による寺社の戸籍簿作成と家族の宗門改めとは封建的身分制の国民的統一と氏族共同体の思想・精神

的支柱とを強化する役割を果たす。したがって、徳川幕藩体制は寺社の神仏習合によって精神的・思想的に強化されることによって日本の歴史上二百六十余年の長期政権として発展し、日本の歴史上特異な時代を築くのである。

こうした徳川幕藩体制の長期支配における精神的・思想的支柱として機能する神仏習合は幕藩の手厚い保護と育成政策とによって発展を見るのである。その端的な現われとしての宗教政策は寺社の維持・発展であり、その一端として寺社への名目銀形態の形を取る保護・育成政策として展開される。

とするなら、具体的な名目銀形態の分析はこうした徳川幕藩体制の長期的発展を育くむ要因の一つとして位置づけることを可能にするのである。しかし、寺社の名目銀形態はもう一つの側面を有し、農村・町の富を収奪する前期的資本、或いは高利貸資本として役割を果し、農民・町人を奈落の底に突き落とす役割を果すという二面性を有する。それゆえ、本稿では、寺社の名目銀形態の分析を大阪を中心に行ない、もう一つの負の面での分析は関東における世田谷二十ヶ村と代官大場弥十郎による彦根藩の祠堂金貸付の苛酷性への対応性を明らかにすることで果される。

(一) 寺社名目銀形態の類型と時代区分

大阪が寺社の名目銀における金融市場として発達することは次の図表1-2「寺社の名目銀形態」によって明らかである。

この図表1-2から窺えるように、寺社の名目銀形態は八種類に類型化され、同時に、時代区分の順序を現わしている。つまり、寺社の名

図表-2 寺社の名目銀形態

寺社の名目銀形態	件数	割合%
①祠堂金	3	5
②富興行	29	52
③勸化布	8	14
④札配金	5	9
⑤貸付金	6	11
⑥豊心丹売	1	1
⑦献金・寄進	2	3
⑧その他	2	3
計	56	100%

「大阪市史」第四卷上・下、第五卷より作成

受け、地方信徒・壇家の信者の熱い信仰心に支えられているのである。

これら①祠堂金、②富興行そして③勸化は寺社の経営を確立するのに大きな役割を果し、と同時に、大阪の経済・金融市場に大きく包摂されて発達する。

しかし、名目銀形態は富興行の確立期を過ぎると、その狂乱の黄金時代から漸次、衰退期へ移行すると、④寺社の神仏札販売、⑤貸付金そして⑥献金・寄進へと役員僧による地道な地方巡り、或いは信徒・壇家巡りとなり、大衆の熱狂的賭け熱に支えられた時代を昔日のこのように過ぎ去ってゆくことになるのである。

名目銀形態の時代区分は同時に大阪の経済と金融市場の発達と衰退への転変と軸を一つにして展開されるが、これは次の図表1-3「大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表」に示される。

この図表1-3は安永三年(一七四四)から慶応元年(一八六五)までの百二十拾一年間における名目銀形態五拾六件を時代毎に表示した

目銀形態は①祠堂金が最初に現われ、②富興行での発展期を迎え、富興行は56件数のうち半数を超える29件となり、寺社経営の確立を支える。③の勸化は名目銀形態の古典的形態であり、地方巡りをし

図表-3 大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表 56件

和暦	西暦	No	大阪の寺社	①祠堂金／②富興行／③勸化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹壳／⑦献金／⑧その他
安永三	1774	1	三月廿一日	隨心院御門跡富御免 ②
四	1775	2	正月十五日	大乘院御門跡富興行 ②
		3	正月十八日	多賀大社富興行 ②
		4	四月廿二日	京都西賀茂靈源寺御祠堂銀貸付 ①
		5	四月廿五日	青蓮院宮貸付銀 ⑤
天明元	1781	6	五月廿七日	妙法院宮大仏殿御修銀貸付 ⑤
		7	閏五月七日	泉涌寺祠堂金貸付 ①
		8	閏五月十八日	城島八幡社勸化 ③
		9	閏五月十九日	甲州八幡宮勸化 ③
天明四年	1784	10	十二月十三日	甲呂加賀美村法善寺船勸化 ③(以上 大阪市史第三卷)
寛政元年	1789	11	二月廿六日	摂州平野大念仏寺前大僧正直勸化 ③
		12	七月十三日	京都西陣獄門寺相對勸化 ③
		13	十月廿一日	大乘院御門跡富興行 ②
四年	1792	14	六月十二日	天満専念寺相對勸化 ③
六年	1794	15	六月朔日	京都東山光雲寺祠堂金 ①
十二年	1800	16	三月八日	天満専念寺相對勸化 ③
文化十四年	1817	17	十月廿日	崇徳天皇社神札御影配附 ④
文政九年	1826	18	二月十三日	江戸芝増上寺貸付金 ⑤
		19	二月	林丘寺富興行 ②
		20	四月	紀州熊野三山富興行 ②
十年	1827	21	三月七日	座摩宮富興行 ②
		22	閏六月廿五日	北岩藏実相院門跡富興行 ②
		23	十一月十九日	京愛宕山長床坊富興行 ②
十一年	1828	24	七月	生玉明神富興行 ②
		25	八月廿七日	大乘院御門跡富興行 ②
		26	十二月	寶鏡寺富興行 ②
十二年	1829	27	九月	相州鎌倉扇谷英勝寺富興行 ②(以上 大阪市史第四卷上)
天保元年	1830	28	八月廿五日	江州多賀大社富興行 ②
二年	1831	29	四月	紀州熊野三山富興行 ②
		30	四月	専修寺門跡富興行 ②
		31	五月八日	譽田八幡宮富興行 ②
		32	十一月廿二日	増上寺富興行 ②
三年	1832	33	十月廿八日	妙法院宮院家常住金剛院富興行 ②
四年	1833	34	正月廿四日	仁和寺宮富興行 ②
		35	八月十日	妙法院宮富興行 ②
		36	九月廿四日	摂州東成郡四天王寺富興行 ②
		37	十月廿七日	輪王寺宮富興行 ②
		38	十二月廿八日	紀州三山富興行 ②
五年	1834	39	二月廿二日	本光院宮富興行 ②
		40	五月十二日	仁和寺宮富興行 ②
		41	六月朔日	尾州熱田宮富興行 ②
		42	十月九日	尾州一宮富興行 ②
七年	1836	43	十二月廿一日	紀州熊野三山貸付金 ⑤
八年	1837	44	正月十八日	紀州熊野三山富興行 ②
嘉永元年	1848	45	八月	摂劔了徳院相對勸化 ③
		46	十二月	知恩院宮貸付金 ⑤
三年	1850	47	十二月六日	宮門跡貸付金 ⑤

和暦	西暦	No	大阪の寺社 ①祠堂金／②富興行／③勸化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹売／⑦献金／⑧その他
		48	◎大阪表貸付願済の諸名目金融 ⑧ - 妙法院宮御抱大仏殿修復料金貸付 - 青蓮院宮御祠堂金貸付 - 知恩院宮御用意金貸付 - 靈鑑寺宮御回向料并祠堂金貸付 - 光雲寺祠堂銀貸付 - 泉涌寺祠堂銀貸付 - 靈源寺祠堂銀貸付 - 高野山大徳院修復料金貸付 - 紀伊殿用途金貸付 - 紀劔熊野三山修復料金貸付 - 紀劔蔵屋敷二而取扱＞江戸芝鑑蓮社修復料金貸付 - 尾劔蔵屋敷二而取扱＞江戸芝天光院修復料金貸付
安政三年	1856	49	二月朔日 四天王寺寄進物町内家別に寄進を募る ⑦
五年	1858	50	二月十六日 嵯峨御所大覚寺の配守 ④
		51	十月七日 城州幡枝村圓通寺の配札 ④
萬延元年	1860	52	十二月十二日 安井門跡境内崇徳天皇御宮神札御影の配賦 ④
文久二年	1862	53	二月廿七日 和州西大寺豊心丹売弘 ⑥
		54	七月十六日 城州八幡社神札の配賦 ④
慶応元年	1865	55	四月九日 天満東寺町専念寺相對勸化 ③
		56	四月十三日 天満川崎及四天王寺両宮修復につき有志の献金を促す

ものである。既に述べたように名目銀形態の七種類とその時代区分は富興行を頂点にする黄金時代から一転して衰退への道を歩み、地方巡りによる寺社の札配布、寄進・献金への地道な札売りへと後退する。

こうした名目銀の七種類とその時代区分の概観が図表1-3を中心に歴史的推移を明らかにしたので、次の課題は、名目銀形態における七種類の文献形態を類型化し、抽出してその内容を明らかにすることである。

(二) 寺社名目銀形態七種類の文献資料と時代区分

一 寺社名目銀形態七種類の文献資料

① 祠堂金の文献資料とその内容

圖一九三 四月廿二日 京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附所ノ夏、
京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附ノ儀、南堀江五丁目柏屋善兵衛借屋伊丹屋喜八郎同町松屋甚介
支配借屋越前屋喜兵衛致支配ノ間、望ノ者ト右兩人ヘノ達、致相對借請可サハ、

圖一九四 五月七日 泉涌寺祠堂金貸付支配人増ノ事、
不明
（不明）
北濱貳丁目紅屋徳三郎ウイヤ
神崎屋新兵衛
京泉涌寺祠堂金貸付支配三津寺町堺屋彌兵衛相勤居ノ間、望ノ者ト右兩人ヘノ達、致相對借請可サハ、
兵衛貸付支配相勤ノ間、望ノ者借り受、元リ無相違可致返済、
右ノ趣三郷町中可觸知者也、

圖一九五 六月朔日 京都東山光雲寺祠堂金、相對を以借請ノもの、元利無滞可相濟事、
右ノ通寶曆三百年以來明和二年迄、毎々相觸二五一一七四及、心得共、年數相立ハニ付、心
ハ者モ有之、相滞ハ趣ニ相聞ノ間、祠堂金相對ヲ以借り受ハシメ、元利無相違可致返済
右ノ通三郷町中可觸知者也。圖一九六

關元十二月十二日 泉涌寺祠堂金貸付支配人ノ事、

京都泉涌寺御祠堂金儀、先年より度々觸知せし通、金高五千七拾兩金貸付相成付、貸附支配人ノ追々貸出居内、去年寛政三亥年六月、其節に支配人、天満十一丁目神崎屋猪之助幼少に付代判武兵衛儀、病氣に付相退き後、於京都直貸附いぎに來り處、此度大澤町嶋屋喜右衛門借屋奈良屋晴三郎代判源治宅を貸附用場こいまい、右寺役者役人共内、出張貸附いぎに管この間、望このま右用場へ罷越對談およひ、借請ひものと期月こ至、元利無相違可致返済、

右に通三郷町中可觸知者也、

申十二月(十二日)

日向
能登

② 富興行の文獻資料とその内容

關元十月廿一日 大乘院御門跡富興行ノ事、

大乘院御門跡富、上難波町仁德天皇於社地、當十月より來ル子年十月迄、中年三ヶ年と月十會興行有之、初會者別格仕法と通て、貳會目より段々賣札を引、興行有之、褒儀の惣札高減し、事故、右に應に相渡、等之間、其趣相心得、望し者札入、儀勝手次致、

右に通三郷町中可觸知者也(○關三五五を見よ)

關元二月 林丘寺宮富御免ノ事、

林丘寺宮富、當戊四月より來ル卯正月迄中年五ヶ年と間、正月四月七月十月、四ヶ月目毎廿二日壹度宛、天満天神於社内興行御免ノ事この間、別紙仕法書と通相心得、望し者札入、儀勝手次第可致、

右に通三郷町中可觸知者也、

戊二月(○南組惣年寄の御書日付は三月朔日なり)

山城
隼人

富仕法

札數貳万枚、札料壹枚ニ付六匁ツ、
一ノ富 金百兩 二ノ富 金百兩 三ノ富 金五十兩 十番目 金貳十兩
五番目 金百兩 六番目 金五十兩 七番目 金三十兩 八番目 金二十兩
百番 金三百兩

花富金貳兩ツ、八十五本、

札貳万枚番分

東ノ方 五千枚 西ノ方 五千枚 南ノ方 五千枚 北ノ方 五千枚
方達こ當り札と同番し者へ、三人ツ、三百人へ、其當り金高貳十分一と割方を以、相渡可事、

渡方左に通

方達こ當り札同番し者壹人へ、

一ノ富 七兩貳步ツ、三人へ 二ノ富 五兩ツ、三人へ 三ノ富 貳兩貳步ツ、三人へ
十番目 壹兩ツ、廿一人へ 五番目 五兩ツ、三人へ 六番目 貳兩貳分ツ、三人へ
七番目 壹兩貳分ツ、三人へ 八番目 九兩貳番 貳兩貳分ツ、三人へ 百番 十五兩ツ、三人へ
花富錢六百文ツ、貳百五十五人へ、
都合四百人へ渡、

右に外百六兩三步奉納金也、
右に通こ事、

關元三月四日 妙法院宮富御免ノ事、

妙法院宮富、當五月より來ル卯二月迄中年五ヶ年と間、二月五月八月十一月、四ヶ月目毎廿一日壹度宛、於天満天神社内興行御免ノ事この間、別紙仕法書と通相心得、望し者札入、儀勝手次第可致、

右に通三郷町中可觸知者也、

戊三月(○南組惣年寄の御書日付は四月日なり)

山城
隼人

富仕法

一札料 壹枚ニ付銀七匁ツ、
一札數 松ノ印六千枚、竹ノ印六千枚、梅ノ印六千枚、都合壹万八千枚、
一渡金と覺
第壹番 百五拾兩 第貳番 五拾兩 第三番 三拾兩 第拾番 十五兩
第拾壹番 十五兩 第拾貳番 十五兩 第拾參番 十五兩 第拾肆番 十五兩
第拾伍番 十五兩 第拾陸番 十五兩 第拾柒番 十五兩 第拾捌番 十五兩
第拾玖番 十五兩 第貳拾番 十五兩 第貳拾壹番 十五兩 第貳拾貳番 十五兩
第貳拾參番 十五兩 第貳拾肆番 十五兩 第貳拾伍番 十五兩 第貳拾陸番 十五兩
第貳拾柒番 十五兩 第貳拾捌番 十五兩 第貳拾玖番 十五兩 第貳拾拾番 十五兩
間こ八十五本(口に)三兩ツ、印達(同番)貳口ツ、壹步ツ、
右に通こ事、

支院(國府)同日 紀州熊野三山富御免之事、

紀州(熊野)三山富、當戊六月來丑年三月迄中三ヶ年之間、三月六月九月十二月、四ヶ月目毎壹度宛、攝務西成郡今宮戎於境内、當六月と朔日、其後と十九日ニ興行御免之事ニか間、別紙仕法書と通相心得、望し者札入に義、勝手次第可致ひ、

右と通三郷丁中可觸知者也、

山 城
隼 人

富突仕法書

一札數拾八万枚、札壹枚ニ付銀六匁(ツ)、
此銀千八十貫目、但、此金壹万六千八百七十五兩、金六十四匁定こ銀渡、

内
壹番 金壹千兩 貳番 金貳百兩 三番 金貳百兩 四番 金貳百兩
五番 金貳百兩 四十九番 金貳百兩 五十番 金貳百兩 五十一番 金貳百兩
九十九番 金貳百兩 百番 金壹千兩 百壹番 金貳百兩 百二十番 金貳百兩
右と番數と相除、殘ル百十一番と金五十兩ツ、
五十二番 金二百兩

拾五番 廿五番 三十五番 四十五番 五十五番 六十五番 七十五番
八十五番 九十五番 百五番 百十五番 百廿五番 百四十五番
右五ふ一數十四口と金百十兩ツ、
十番 二十番 三十番 四十番 六十番 七十番 八十番
九十番 百十番 百廿番 百卅番 百四十番
右拾ふ一十貳口と金百五十五兩ツ、
五十一番 金壹千兩 五十二番 金壹千兩

右と百五十番と外、貳番番數相増、貳ツと出金五百兩と分と、本文突留三百兩と爲養美、合金八百兩こいさ、相渡可ナ事、

札寄次第二の富突興行仕法書

一札入次第、興行、贈寄金と内、興行爲難用料壹割引去り、爲益金貳割引去り、合三割寄札此惣金高と内こ引去、殘金高ふ一ふ一突留殘番數とも、別紙仕法書と通割合こ、金高多少共割符勘定相立、厘毛迄も割詰、夫と出金相渡可ナ、

一札寄し儀、當興行定日三日前迄と日限相定置、右札相集、ハ、左と通興行、
一興行三日前こ、左壁書と通賣捌札余り札仕分ケ、額板こ相配、興行場と表こ懸ケ置ナ、
額板と表

一富札 壹枚代銀六匁賣こ、札數十八万枚也、

右と内此度賣捌札數左と通、

い印何百何十何番 何千何百何十何番
今札何千何百何十枚 何町何屋誰口入
ろ印 右同斷

右賣捌札合何万何千何百何十何枚、
〔此代金何万何千何百何十何兩何歩也、〕

内

何千何百匁 益金難用料三割引

差引殘り何千何百何十何兩何歩何匁也、
右百五十番と割出ス、尤割合左と通、

壹番何百何十何兩何歩何匁何分何厘也、貳番同斷、突留同斷、
十ふ一何十兩何匁ツ、五ふ一同斷、地合同斷、
小以金如高、
極り札高十八万枚と差引、余り札何千何百枚、内何千何百何十番、
小以余り札如高、
右と通、

右と通、

國府大(三月)七日 座摩宮富御免之事、

當表座摩宮富、來子年豊前國宇佐八幡富明跡、中年三ヶ年之間、三月六月九月十二月、四ヶ月目毎十五日と壹ケ度ツ、右於社内興行御免之事ニか間、別紙仕法書と通相心得、望しもの

札入に義、勝手次第可致ひ、
右と通三郷丁中可觸知もの也、
亥三月 書日付は七日なり、

山 城
隼 人

仕法書

一札數合三万枚、札料壹枚ニ付銀三匁九分、
但、福祿實惠印、壹字七千五百枚宛、

渡方左と通

第壹番 金百兩 兩袖貳人に金五兩ツ、 印邊同番三人に金五兩ツ、
第貳番 金五十兩 兩袖貳人に金貳兩貳分ツ、 同斷 三人に金貳兩貳分ツ、
第參番 金三十兩 兩袖貳人に金壹兩貳分ツ、 同斷 三人に金壹兩貳分ツ、
第拾番 金十五兩 兩袖貳人に金三歩ツ、 同斷 三人に金三歩ツ、
第貳十番 金十五兩 兩袖貳人に金三歩ツ、 同斷 三人に金三歩ツ、
第三十番 金十五兩 兩袖貳人に金三歩ツ、 同斷 三人に金三歩ツ、

第四十番 金三十兩 兩袖貳人へ金壹兩貳分ツ、同 斷 三人へ金壹兩貳分ツ、
 第五十番 金百兩 兩袖貳人へ金五兩ツ、同 斷 三人へ金五兩ツ、
 第六十番 第三十兩 兩袖貳人へ金壹兩貳分ツ、同 斷 三人へ金壹兩貳分ツ、
 第七十番 金十五兩 兩袖貳人へ金三分ツ、同 斷 三人へ金三分ツ、
 第八十番 金十五兩 兩袖貳人へ金三分ツ、同 斷 三人へ金三分ツ、
 第九十番 金五十兩 兩袖貳人へ金貳兩貳分ツ、同 斷 三人へ金貳兩貳分ツ、
 第九十番 金百兩 兩袖貳人へ金五兩ツ、同 斷 三人へ金五兩ツ、
 〔突留百番〕金五十兩 兩袖貳人へ金七兩貳分ツ、印達同番三人へ金七兩貳分ツ、
 花富八十六本金三兩ツ、兩袖百七十二人へ金壹步ツ、
 印達同番貳百五十八人へ金壹步ツ、
 同兩袖五百十六人へ金貳朱ツ、
 右渡金三兩以上者社頭奉納壹割引、
 右と通りぬ事、

關原大坂ノ開六月廿五日 北岩藏實相院御門跡當御免ノ事、

北岩藏實相院御門跡當、當亥八月ノ中年五ヶ年ノ間、閏月を加、四ヶ月目毎十三日壹度宛、堀江和光寺境内ニおゐく、興行御免ノ事ニお聞、別紙仕法書と通相心得、望ミもの札入ハ義、勝手次第可致ぬ、
 右と通三郷丁中可觸知者也、

亥閏六月 日付は廿五日なり、
 南組惣年寄の副書

山城 隼人

富仕法書

一札數三萬枚、但、札料壹枚ニ付銀五匁八ト、十二支印分、一印貳千五百枚ツ、

褒美左と通

壹番	金貳百兩	貳番	金百兩	三番	金七十兩	十番	金貳十兩
貳十番	金貳十兩	三十番	金貳十兩	四十番	金貳十兩	六十番	金貳十兩
七十番	金貳十兩	八十番	金貳十兩	九十番	金貳十兩	九十九番	金百兩
五十番	金百兩	百番	金三百兩				
同	三兩貳分宛	同	拾五兩ツ				
間々花金四兩八十六人へ	兩袖壹步ツ、						
壹ノ富印達十一人へ	三兩ツ、	貳ノ富印達十一人へ	壹兩貳分ツ、				
三ノ富印達十一人へ	壹兩ツ、	十ノ富印達八十八人へ	壹兩ツ、				

五十ノ富印達十一人へ 壹兩貳分ツ、 九十九ノ富印達十一人へ 壹兩貳分ツ、
 百ノ富印達十一人へ 七兩貳分ツ、 花印達九百四十六人へ 三朱ツ、
 百番富印分壹枚除貳千四百九十九人へ貳朱ツ、
 (同上)

關原大坂ノ十一月十九日 京愛宕山長床坊當御免ノ事、

京愛宕山長床坊當、當亥十一月ノ中年三ヶ年ノ間、閏月を加、四ヶ月目毎三三三壹度宛、堀江和光寺境内ニおゐく、興行御免ノ事ニお聞、別紙仕法書と通相心得、望ミ者札入ハ義、勝手次第可致ぬ、
 右と通三郷丁中可觸知者也、

亥十一月 日付は十九日なり、
 南組惣年寄の副書

山城 隼人

富仕法書

一札數貳萬八千枚、但、札料壹枚ニ付銀三匁五分、尤十二支ノ印札、

一第壹番	金百兩	兩袖金三兩ツ、	エト達十一口へ金貳兩貳分ツ、
一第貳番	金五拾兩	同	金壹兩貳分ツ、
一第參番	金三拾兩	同	金壹兩ツ、
一第肆番	金貳拾兩	同	金貳分ツ、
一第伍番	金拾兩	同	金貳分ツ、
一五拾番	金百兩	同	金三兩ツ、
一九拾番	金七拾兩	同	金貳兩ツ、
一百番	金壹拾兩	同	金七兩ツ、

大節八本

拾番目 貳拾番目 三拾番目 四拾番目 五拾番目 六拾番目 七拾番目 八拾番目 九拾番目

拾五番 廿五番 卅五番 四拾五番 五十五番 六十五番 七十五番 八十五番 九十五番
 一花富平七拾五口金壹兩貳分ツ、兩袖金貳朱ツ、但、エト達八百廿五口へ金壹朱ツ、
 一百番ニエト番番達、此當リ人數貳千三百三十貳人へ札返シ、札料壹枚ニ付銀三匁五トノ割合を以相渡、
 惣當リ人數三千七百三十貳人、

(御觸書本知印形紙)

國四六(八月廿七日) 生玉明神宮御免事、
當表生玉明神宮、當子年豊前國宇佐八幡宮明跡へ、中年三ヶ年と間、正月四月七月十月四ヶ
月目毎ニ七日ニ壹度宛、右境内こあむく興行御免事こ間、別紙仕法書と通相心得、望と者
と札入の儀、勝手次第可致也、
右と通三郷丁中可觸知者也、
子七月〇南組惣年等の副書、
日付は八月朔日なり、

山城
隼人

仕法書

札數壹万五千九百九拾九枚、但シ、壹枚ニ付銀四ツ、十二支配當、壹支ニ千三百三十三枚
ツ、
寄銀六拾三貫九百八十四匁、此金千六拾六兩壹分貳朱(銀壹匁五匁)、但、六十匁金也、

第壹	金五十兩	兩袖貳口へ金貳兩ツ、	エト達十一口へ金壹兩ツ、
第貳	金三十兩	同	同
第參	金貳十兩	同	同
第拾	金十兩	同	同
第廿	金十兩	同	同
第卅	金十兩	同	同
第四十	金十兩	同	同
第六十	金十兩	同	同
第七十	金十兩	同	同
第八十	金十兩	同	同
第九十	金十兩	同	同
第五十	金五十兩	同	同
第百	金九十兩	同	同
間と八十七口へ金貳兩ツ、	〔兩袖七拾四口へ〕金壹分ツ、	〔エト達九百五拾七口へ〕金貳朱ツ	
、惣又袖へ貳百口へ金貳朱ツ、			

(御觸書承知印形也)

國四六(八月廿七日) 大乗院御門跡富御免事、
大乗院御門跡富、來、丑年正月と豊前國宇佐八幡宮跡へ、中五ヶ年と間、四ヶ月目毎ニ壹度ツ
、堀江和光寺と境内こあむく興行御免事こ間、別紙仕法書と通相心得、望ともの札入
の儀、勝手次第可致也、
右と通三郷丁中可觸知者也、
子八月廿七日

富仕法書

一札數三万枚、但、札料一枚ニ付銀五匁八匁宛、金一兩ニ付代銀六十目りへ、此番分いろは三十
文字、一ト印千枚宛、

第一番	金貳百兩	兩袖八兩ツ、貳人	又袖四兩ツ、貳人	同番印達廿九人へ金一兩ツ、
第二番	金百兩	兩袖四兩ツ、貳人	又袖貳兩ツ、二人	同番印達廿九人へ金貳分ツ、
第三番	金五十兩	兩袖貳兩ツ、貳人	又袖一兩ツ、貳人	同番印達廿九人へ金壹分ツ、
第五十番	金貳百兩	兩袖八兩ツ、貳人	又袖四兩ツ、貳人	同番印達廿九人へ金一兩ツ、
第九十番	金百兩	兩袖四兩ツ、貳人	又袖一兩ツ、貳人	同番印達廿九人へ金貳分ツ、
第百番	金三百兩	兩袖貳兩ツ、貳人	又袖五兩ツ、貳人	同番印達廿九人へ金一兩ツ、
第十番と十一節と	金廿五兩ツ、八人へ、	兩袖一兩宛十六人へ、	又袖貳分宛十六人へ、	同番印達 廿九人へ金貳朱ツ、
第四番と九十八番迄、	間と花富金四兩ツ、八十六人へ、	兩袖貳分ツ、	百七十貳人へ、	又袖貳朱 ツ、百七十貳人へ、
同番印達貳千四百九十四人へ	金貳朱ツ、			
都合三千四百人へ渡ス、				

國四六(同日) 寶鏡寺宮富御免事、
寶鏡寺宮富、來丑五月と中五ヶ年と間、閏月を加へ四ヶ月目毎六日ニ壹ケ度ツ、摩摩社於境
内、興行御免事こ間、別紙仕法書と通り相心得、望と者と札入の儀、勝手次第可致也、
右と通三郷丁中可觸知者也、
子十二月

山城
隼人

富仕法書

札數三萬枚、	札料壹枚ニ付六匁五匁、但、十二支と印、壹印貳千五百枚ツ、			
第壹番	金貳百兩	兩袖七兩貳步ツ、	又袖三兩ツ、	エト達十一口へ三兩ツ、
第貳番	金百兩	兩袖四兩ツ、	又袖壹兩三分ツ、	エト達十一口へ壹兩三分ツ、
第三番	金八拾兩	兩袖三兩貳分ツ、	又袖壹兩貳分ツ、	エト達十一口へ壹兩貳分ツ、

第五十番 金百兩 兩袖五兩ツ、 又袖貳兩ツ、 エト達十一口へ貳兩ツ、
 第九十八番 金五拾兩 兩袖三兩ツ、 又袖壹兩ツ、 エト達十一口へ壹兩ツ、
 第九十九番 金百兩 兩袖四兩ツ、 又袖壹兩三分ツ、 エト達十一口へ壹兩三分ツ、
 第一百番 金三百兩 兩袖拾五兩ツ、 又袖七兩貳分ツ、 エト達十一口へ七兩貳分ツ、
 拾部八口へ金廿兩ツ、 兩袖壹兩ツ、 又袖三兩ツ、 エト達十一口へ三兩ツ、
 間々八十五口へ金五兩ツ、 兩袖壹兩ツ、 又袖三兩ツ、 エト達十一口へ三兩ツ、
 百番突留エト合貳朱ツ、貳千四百九十九人へ、
 右に通兩袖又袖エト達エト都合四千九十九人へ相設、
 奉納金壹兩已上壹割引、
 右に通二此事、

(同上)

同月 相州鎌倉倉谷英勝寺富御免事、
 一相州鎌倉倉谷英勝寺富 來寅年京愛宕山長床坊宮明跡に、中年三ヶ年と間、來寅年十一月、
 間月を加へ四ヶ月目毎ニ壹ケ度ツ、生玉明神社内ニおひく、興行御免事ニお間、別紙仕法
 書と通相心得、望もの札入ひ義、勝手次第可致事、
 右に通三郷町中可觸知者也、

丑九月

仕法書

壹印拾印迄一字三千枚宛、惣札三萬枚、
 一第壹番 金貳百兩 兩袖金拾兩宛 又袖金五兩宛 印達九口金五兩宛
 一第貳番 金百兩 兩袖金五兩ツ、 又袖金貳兩貳分宛 印達九口金貳兩貳分宛
 一第参番 金五拾兩 兩袖金貳兩貳分宛 又袖金壹兩壹分宛 印達九口金壹兩壹分宛
 一第肆番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第伍番 金壹拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第陸番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第柒番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第捌番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第玖番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛

一第拾九番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾四番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾五番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾六番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾七番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾八番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾九番 金百兩 兩袖金五兩宛 又袖金貳兩貳分宛 印達九口金貳兩貳分宛
 一第百番 金二百兩 兩袖金拾五兩宛 又袖金七兩貳分宛 印達九口金七兩貳分宛
 一右間、七十八口に金四兩宛、兩袖金壹兩宛百六拾五口に、又袖金三朱宛百五拾六口に、(印達
 三朱宛七百二口へ)、
 惣印達兩袖千八百口へ南錄壹片宛、
 都合三千貳百番當り、札數三萬枚、壹枚ニ付代銀六匁四分ツ、
 右に通二此事、

同月 江州多賀大社富御免事、
 一江州多賀大社富 來卯年二月、林丘寺宮富明跡に中年三ヶ年と間、四ヶ月目毎ニ一度ツ、天
 滿天神社内ニおひて御免事ニお間、別紙仕法書と通相心得、望もの札入ひ義、勝手次第可
 致也、
 右に通三郷町中可觸知もの也、

寅八月 形目付は廿五日なり、

伊賀

山城

富仕法

札數三萬枚、龍印七千五百枚、虎印七千五百枚、鶴印七千五百枚、但、札
 料壹枚ニ付銀五匁五分、
 來卯二月は五月八月十一月廿一日興行定日、
 一第壹番 金貳百兩 兩袖金拾兩宛 又袖金五兩宛 印達九口金五兩宛
 一第貳番 金百兩 兩袖金五兩ツ、 又袖金貳兩貳分宛 印達九口金貳兩貳分宛
 一第参番 金五拾兩 兩袖金貳兩貳分宛 又袖金壹兩壹分宛 印達九口金壹兩壹分宛
 一第肆番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第伍番 金壹拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第陸番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第柒番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第捌番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第玖番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛
 一第拾番 金貳拾兩 兩袖金壹兩宛 又袖金貳分宛 印達九口金貳分宛

但、満會と節の富札料代銀を以相渡、
右と通ひ事、

隨心院御門跡富御免事、
隨心院御門跡富當年三月の酉年三月迄、中年三ヶ年と間、毎月朔日壹度宛、上難波町仁徳天王
社於境内、興行御免と事と付、別紙仕法書と通相心得、望し者の札入、儀勝手次第第可致、
右と通三郷町中可觸知者也、

午三月

富仕法

金壹歩 札高千五百枚

但、上方筋金壹分壹枚と札と富繁昌難致^(二)付、右と割合を以、金壹歩札と拾枚宛、札料壹
匁五^二と札、壹万五千枚、
褒美百五十口渡

第一富	銀壹貫目	第貳と第十番迄	銀五百目
十番節	銀百五十目宛	五番節	銀八十六匁宛
小節	銀四十三匁宛	第百番	銀六百目
第百五十番	銀六貫目		

右と通仕法と仕度奉願上ひ、

大乗院御門跡富御免事、

大乗院御門跡富、南渡辺町座摩宮於社地、來ル三月六日と三ヶ年と間、毎月三ヶ度宛興行御免
と事と間、別紙仕法書と通、望し者の札入、儀勝手次第第可致、
右と通三郷町中可觸知者也、

札數壹万五千枚、札料一枚と付銀壹匁五^二と宛、

第一番富	銀壹貫五百目	第二番富	銀三百目
第三番富	銀三百目	第四番富	銀三百目
第五番富	銀三百目	第五十番富	銀五百目
第百番富	銀壹貫目	第百四十六番富	銀三百目
第百四十七番富	銀三百目	第百四十八番富	銀三百目
第百四十九番富	銀三百目	第百五十番富	銀六 ^二 目
第拾番富	銀百五十目	第廿番富	銀百五十目

第三十番富	銀百五十目	第四十番富	銀百五十目
第六十番富	銀百五十目	第七十番富	銀百五十目
第八十番富	銀百五十目	第九十番富	銀百五十目
第百拾番富	銀百五十目	第百廿番富	銀百五十目
第百卅番富	銀百五十目	第百四十番富	銀百五十目
間々銀四十三匁宛			
當札百五十枚、兩脇へ銀壹匁宛、			
右と通當人へ札と引替銀相渡可ず、			

紀州熊野三山富御免事、

紀州熊野三山富、當卯六月の中年三ヶ年と間、四ヶ月目毎に壹ヶ度ツ、攝州西成郡今宮村廣
田社境内におゐて、興行御免と事と付、別紙仕法書と通相心得、望し者の札入、儀勝手次
第可致、

富仕法書

札高十二万枚、壹枚と付銀六匁ツ、
文句書入先富と通、十二万枚と六万枚迄、百番と金高其儘相渡、余の札寄高増減と應、褒美
(對惠) 渡方左と通、

第一番	金貳百九拾兩	第二番	金貳百八拾兩
第三番	金貳百八拾兩	第三拾番	金貳百八拾兩
第四拾番	金貳百八拾兩	第五拾番	金貳百八拾兩
第六拾番	金貳百八拾兩	第七拾番	金貳百八拾兩
第八拾番	金貳百八拾兩	第九拾番	金貳百八拾兩
第九拾番	金貳百八拾兩	第百番	金貳百八拾兩

以上壹番の百番迄と内、間と地合の兩袖假名違まで左と通、

突留百番金百半兩 兩袖貳人ハ七兩貳分ツ、印達同番貳人ハ三兩二步宛
花富八十六本金貳兩ツ、兩袖百七十貳人ハ金壹步ツ、
印達同番百七十貳人ハ金貳朱宛、印達同番兩袖四百人ハ金貳朱宛、(御賜書并承知印形表)

關西三十一月廿二日 増上寺富御免事、

増上寺富、當卯十一月ハ中年十ヶ年と間、四ヶ月毎ニ壹度宛、攝州東成郡天王寺村今道町里沙
門堂大乘坊於境内、興行御免事ニハ間、別紙仕法書ニ通相心得、望ミ者札入ハ儀、勝手次第
可致ハ、
右ニ通三郷町中可觸知モノ、

卯十一月〇町中安持の承知判、
形付ハ廿二日ナリ、

伊 勢
日 向

宮仕法

一札數拾万枚、札料壹枚ニ付銀六匁宛、金壹兩ニ付銀六拾目定、

此番分、富札印十字、仁義禮智信山水雪月花、壹印壹万枚宛、桐木札文句書入、
札數寄高ニ憑、割合褒美金相渡、

第壹番	金五百兩	兩袖金貳拾五兩宛貳人	印達九人ハ金廿兩宛	兩袖金壹兩宛十八人
第貳番	金貳拾兩	兩袖金七兩貳分ツ、貳人	印達九人	金六兩ツ、兩袖金貳分ツ、大人
第叁番	金百兩	兩袖金五兩ツ、貳人	印達九人	金四兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第貳拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第叁拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第肆拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第伍拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第陸拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第柒拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第捌拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第玖拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第拾壹番	金百兩	兩袖金五兩ツ、貳人	印達九人	金四兩ツ、兩袖金壹分ツ、大人
第拾貳番	金壹拾兩	兩袖金七兩貳分ツ、貳人	印達九人	金六兩ツ、兩袖金貳分ツ、大人
第百番	金千兩	兩袖金五拾兩ツ、貳人	印達九人	金貳兩ツ、兩袖金貳兩ツ、大人
第四番	九拾七迄八拾五口花富	金貳拾兩ツ、	兩袖金壹兩ツ、百七拾人	印達七百六十五人
に金貳分ツ、	兩袖金壹分ツ、千五百三拾人			
第壹番	第五拾番	第百番	印合千頭筋九百九拾九人ハ金貳朱ツ、	

三口合貳千九百九拾七人渡、
第百番突富以外、別紙添褒美相渡、
百壹番ハ八番迄 金拾兩ツ、八人 百九番 金五拾兩壹人 百拾番 金百兩壹人
都合六千七人ハ渡、
右ニ通ニハ事、

關西三十一月廿四日 仁和寺富御免事、

仁和寺富、當二月ハ來ル卯年正月迄中年十ヶ年と間、毎月三日、正月ハ十八日、御末寺攝劔
西成郡北野村不動寺於境内、興行御免事ニハ間、別紙仕法書ニ通相心得、望ミものハ札入ハ
義、勝手次第ニ可致ハ、
右ニ通三郷町中可觸知者、
已正月承知判形付ハ廿四日ナリ、

伊 勢
備 後

富突仕法

一札數壹万七千枚限

鶴印四千貳百五拾枚	壹ハ四千貳百五十迄	龜印四千貳百五拾枚	壹ハ四千貳百五十迄
松印四千貳百五拾枚	同 斷	竹印四千貳百五拾枚	同 斷
札料壹枚ニ付金壹朱宛、			
壹ノ富	金五拾兩 本富 金貳兩貳分宛	二ノ富	金三拾兩 本富 金壹兩貳分宛
三ノ富	金貳拾兩 同 金壹兩ツ、	十番目	金拾兩 同 金貳分ツ、
廿番目	金拾兩 同 金貳分ツ、	三十番目	金拾兩 同 金貳分ツ、
四十番目	金拾兩 同 金貳分ツ、	五十番目	金五拾兩 同 金貳兩貳分ツ、
六十番目	金拾兩 同 金貳分ツ、	七十番目	金拾兩 同 金貳分ツ、
八十番目	金貳拾兩 同 金壹兩ツ、	九十番目	金貳拾兩 同 金壹兩ツ、
百番突富	金貳百兩 同 金拾兩ツ、	七口ハ八十	金壹兩宛 同 金貳朱ツ、
印達三口ハ内壹口分當リ并兩袖共如左、			
壹ノ富	金五兩 印達 金壹兩壹分宛	二ノ富	金三兩 印達 金三分ツ、
三ノ富	金貳兩 同 金貳分ツ、	十番目	金壹兩 同 金壹分ツ、
廿番目	金壹兩 同 金壹分ツ、	三十番目	金壹兩 同 金壹分ツ、
四十番目	金壹兩 同 金壹分ツ、	五十番目	金五兩 同 金壹兩壹分ツ、
六十番目	金壹兩 同 金壹分ツ、	七十番目	金壹兩 同 金壹分ツ、
八十番目	金貳兩 同 金貳分ツ、	九十番目	金貳兩 同 金貳分ツ、
百番突富	金貳拾兩 同 金五兩宛	七口ハ八十	金壹分ツ、同 金貳朱宛
印達三口ハ内、一口分當リ并兩袖共前番通ニハ殘二口とも同上、			

昭和二十二年十二月廿八日 紀州三山宮興行と事

紀州熊野三山宮、來午二月々十ヶ年と間、閏月と不均、三ヶ月目毎々壹度宛、攝島西成郡今宮村廣田社於境内、興行御免と事と間、別番仕法書と通相心得、望と者札入の儀、勝手次第可致ぬ、

右と通三郷町中可觸知もの也、

已十二月〇町中家持の承知なり、

駿河 備前

札數十二万枚、文句書入、先富と通いろは假名廿五文字、一字四千八百枚ツ、都合十二万枚也、但、札料壹枚ニ付銀六匁宛、

外ニ金貳百兩相給合、 褒美金札高ニ應シ、割方左と通、

第一番 金貳百兩 兩袖三拾兩宛 又袖五兩宛

第二番 金貳百兩 兩袖十五兩ツ、 又袖三兩ツ、

第三番 金貳拾兩 兩袖拾五兩ツ、 又袖三兩ツ、

第十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第二十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第三十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第四十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第五十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第六十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第七十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第八十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第九十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十一番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十二番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十三番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十四番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十五番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十六番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十七番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十八番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第十九番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第二十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第二十一番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

第二十二番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ、

昭和二十二年八月廿日 尾州熱田宮御免と事

尾州熱田宮御免、當午八月々中年七ヶ年と間、閏月を加へ四ヶ月目毎一度ツ、生玉北へ八幡社内あむて、興行御免と事と間、別番仕法書と通相心得、望と者札入の儀、勝手次第可致ぬ、

右と通三郷町中可觸知もの也、

午六月

駿河 備前

一總札數九万六千枚、但、十二支と印付、一株各八千枚ツ、札料壹枚ニ付銀九匁ツ、

別段百兩相給合、

一壹 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一十 富 寶金貳百兩 一十五 富 寶金貳百兩

一廿五 富 寶金貳百兩 一三十 富 寶金貳百兩

一四十 富 寶金貳百兩 一四十五 富 寶金貳百兩

一五十五 富 寶金貳百兩 一六十 富 寶金貳百兩

一七十 富 寶金貳百兩 一七十五 富 寶金貳百兩

一八十五 富 寶金貳百兩 一九十 富 寶金貳百兩

一九九 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一壹 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一十 富 寶金貳百兩 一十五 富 寶金貳百兩

一廿五 富 寶金貳百兩 一三十 富 寶金貳百兩

一四十 富 寶金貳百兩 一四十五 富 寶金貳百兩

一五十五 富 寶金貳百兩 一六十 富 寶金貳百兩

一七十 富 寶金貳百兩 一七十五 富 寶金貳百兩

一八十五 富 寶金貳百兩 一九十 富 寶金貳百兩

一九九 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一壹 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一十 富 寶金貳百兩 一十五 富 寶金貳百兩

一廿五 富 寶金貳百兩 一三十 富 寶金貳百兩

一四十 富 寶金貳百兩 一四十五 富 寶金貳百兩

一五十五 富 寶金貳百兩 一六十 富 寶金貳百兩

一七十 富 寶金貳百兩 一七十五 富 寶金貳百兩

一八十五 富 寶金貳百兩 一九十 富 寶金貳百兩

一九九 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一壹 富 寶金貳百兩 一貳 富 寶金貳百兩

一八五富 支七目同番金廿五兩 抽金壹兩
同金壹兩
同金壹兩
一九十富 支七目同番金五拾兩 抽金貳兩
同金貳兩
同金貳兩
一九九富 支七目同番金五拾兩 抽金貳兩
同金貳兩
同金貳兩
一壹富 印達同番目金壹兩 一貳富 印達同番目金壹兩 一五富 印達同番目金壹兩
一十富 印達同番目金壹兩 一十五富 印達同番目金壹兩 一廿富 印達同番目金壹兩
一廿五富 印達同番目金壹兩 一三十富 印達同番目金壹兩 一三十五富 印達同番目金壹兩
一四十富 印達同番目金壹兩 一四十五富 印達同番目金壹兩 一五十五富 印達同番目金壹兩
一六十富 印達同番目金壹兩 一六十五富 印達同番目金壹兩 一七十五富 印達同番目金壹兩
一八十富 印達同番目金壹兩 一八十五富 印達同番目金壹兩 一九十富 印達同番目金壹兩
一九十五富 印達同番目金壹兩 一百富 印達同番目金壹兩 一百一十富 印達同番目金壹兩
一突留千第筋前後九百九十九口金壹歩

③ 勸化の文獻資料とその内容

關三 五月十九日 甲州八幡宮勸化と事、
今日町御目付御兩人様を被召呼、被仰聞と、甲州八幡宮勸化と事、
間、外と勸化とい格別、無様御類と儀と、間、能と御考弁と上、宜御取斗被下、様と御類と
御座、尤先達と町ととも諸勸化多御座、付、願書差上罷在、尤至極と儀と被思
召故、押御類と儀とて無之へ共、右と段宜通達仕、様被仰聞、付、以廻狀御通達上
間、御分別と上、早と御順達可被下、已上、
但、巡行と節御案内と仁、御丁内と勝手能存知罷在、御人御廻り被下、様、是又御類と御座

關三 五月十三日 甲州加賀美村法善寺船勸化御免と事、
甲州加賀美村法善寺諸堂再建爲助成、當表於湊、當十月と來十月迄、相對船勸化御免被
成、付、役増代官と内差出置、相對勸化可致と旨、法善寺願出、願と通被仰付、段、從江
戸す來、依之相對勸化可致旨、安治川口木津川口と勸化相對可致、間、此旨三郷町中可船

關五 二月廿六日 攝州平野大念佛寺前大僧正勸化年延、町々巡行之事、
攝州平野融通本山大念佛寺兼帶

右攝州平野融通本山大念佛寺諸堂社修、覆井開山堂再興と儀相願、所、攝州和河河三ヶ
去ル年九月と去申十二月迄、三ヶ年と間巡行勸化御免被成下、内、去ル年九月 公儀御座
付相願、不致巡行、去、未年一統困窮と年柄故、寄進物も有之間敷と延引致、去奉京都大火
付、近國迄も勸化等と相對も相調兼、趣と付、是又不致巡行内、年限相成、依之當四年
年延御免被成下、大坂堺斗仕持直勸化致、間、去ル年相願、通相心得、志と盡
と多少と不可寄致寄進、
右と趣自江戸被仰下、條、三郷町中可觸知者、
西二月

關六 七月十三日 京都西陣獄門寺相對勸化と事、
京都西陣 獄門寺

右五百羅漢造刻爲助成、攝州大坂表相對勸化御免、松平右京亮、一名と勸化帳持參、
十六日と同日十月十七日迄九十日と間、可致巡行、御免勸化とい格別と儀と付、勸化と相
第と事と間、右と趣無急度三郷町とへ可通置、
關七 同日 天満專念寺相對勸化と事、
一此度出火と付天満專念寺類焼と付、九十日と間相對勸化御免被仰付、尤先例も有之と得
其節の御修復、此度の類焼と付、御城代様御聲掛りとお被仰出間、町と致出情、勸化差違、
様、組合町とへ通達可仕被仰渡、猶又右と付あ追と掛合可有之、間、其旨可被相心
ひ、
關八 同日 座磨宮の西成郡産地と儀と付、一郡町在新橋、祇園に縁記を添巡行と事、
當表座磨社と儀、先年大火と御致焼失、本社神與其外再建自力とあひか、攝州西成郡と
産地と儀と付、志と蒙可有之間、爲助力相對勸化い、度旨、延享五辰年江戸表へ願と上開届
相濟、其節右一郡御料私領寺社諸寺在町共願書差出、處、追と復古儀と、由、其
後神具祭器不調と上、追と損失と罷成、自力とあひか、西成郡と儀と元來産地と譯、右

儀存^レため、安全に祈禱執行いふ^レ、**磯^二社^一**、略縁記相添、西成郡產地町^二村^一に順行いふ^レ、自ら信仰^レ者も可有之間、町在磐掛ケ^二儀^一、右社社務渡辺攝津相願、尤右^二町^一在披露而已^レ、勸化等いふ^レ、儀^二之^一無之、他^二社^一に相障^レ儀無之旨^二立^一、間、此度右願^二趣承^一届^レ、此段町^二村^一に可相達事、

題二 七月廿七日 北野むら大融寺相對勸化之事

口達

篠山十兵衛御代官所

攝州西成郡北野村

大融寺

右諸堂舎及大破無緣地、こゝの修復無難、三郷并町續近在迄勸化に儀頗出、御由緒等と無之得共、大願寺に儀の前こゝ諸役人憑見場所こゝ休込處、并御老中逗留中非常御立退儀手當りも付來り、相違、及破壞段無相違、難澁に趣無縁相聞こゝに付、當地町中并町續近在迄、日數九十日限り、相對勸化に義差無難、志に蒙りて多少に可致可致、右に趣三郷町中可相達事、

三月八日 天滿尊念寺九十日之間相對勸化之事、

一天滿東寺町淨土宗專念寺額燒後、本堂并門塀不致再建、此度爲助成、三郷町と并町續在方相勸化と儀相願ひニ付、日數九十日差免ひ間、町と相達可置、

今日通達町と年寄惣會所に被呼出、惣御年寄中より左と通被仰渡り、

口達書

設樂八三郎御代官所

攝弼西成郡浦江村

了
(歌)
德
院

右寺庫裏及大破、無縁無旦地ニテ修復自力難行届難澁ニ付、本尊大聖觀音天浴祈禱、札守三郷町ニ配札いゝし、志々施物ヲ請度旨願出、御由緒等も無之、旁觀ニ趣難及頓着可得共、前々諸役人休息場ニ付來ぬ寺院ニ儀、右轉及破壞難澁ニ譯を以、願々通當九月來西正月同五月右三ヶ月ニ限、三郷町中配付ハ儀差免ぬ、押る勸め儀ニ致同敷旨ヲ渡ひ條、志々輩ニ勝手次第札請可すぬ、

右三鄉町中可相達事、

士の丹・永元等申八月十四日御觸とあり、

(御觸書判形帳)

三七二 四月九日 天滿東寺町尊念寺相對勸化之事、

今九日通達町、年寄惣會所に被召呼、惣御年寄中々左に通書取こる被仰渡り、

天滿東寺町尊念、當四月有章院様百五十拾回御忌、同七月慎徳院様拾三回御忌、處、去年年俵七年々相立間、御佛殿家根致南詣、其余内外共破損所多、其上外廻り土塀風雨ノ節ニ吹付強ク場所ニ、所々土落致破損ハ付、御莊殿向ニ勿論修復等不致全備ハ分、皆具相備ハ付、爲助成三郷町ニ并町續在方相對勸化相願、尤安政六末年同七申年御法事兩年分一度ニ勸化相願ハ通此度も右同様兩度分一度ニ勸化願出ハ付、日數九拾日ト間差免ハ、其段町々ニ可ク申聞ハ、

④ 札幌賦の文献資料とその内容

文政三 十月廿日 安井門跡境内、崇徳天皇御宮神札御影配附と事、

安井門跡境内、崇徳天皇御宮并諸堂社大破ニ付、此度京御落中洛外在町共大坂在町共、神札御影を配、施物ノ助成を以修造ニ儀、御免被仰付申間、信仰ノ輩ニ相對を以請可申、右之趣三郷町中可觸知者也、

嘉永三年十二月

紀州日前宮神社達ニ儀[○]中右法被着荷持を召連相廻[○]者[○]、日前宮配祀ニ相違無之の儀、寄
町中ニ申置様、文化十二亥年十月相置置[○]（[○]見[○]云[○]）[○]此處、年曆相立し得ま、町中ニ中右法被
不相心得、紛數存[○]のもの有之哉ニ付、尙又再應達ニ儀[○]申出、紀島殿役人々も申立有之間、前同
様再應寄[○]町中へ申置様可致し事、

十二月

十一月十七日 城島八幡社神札相對配札之事、

今日北組惣會所へ通達年番町々年寄被召出、惣御年寄中々左と通被仰渡り、

城島八幡社務

東竹簾清

右雄清義、公儀由緒有之い處、神殿其外大破、修復難及自力にほこ付、山城河内和泉攝津播磨近江丹波、七ヶ國御料私領寺社領に、春秋に内壹ヶ度ツ、五ヶ年之間、相對を以、新橋に神札配れ、義御免被仰付、攝河播來已年々春秋と内壹ヶ度ツ、三郷町に巡行可致、尤相對次第と事こ、得ども、右に趣無急度町に付通可置、事々見、

九月十一日 攝劔西宮惠美須像札之事、

攝劬西宮惠美須像札に義、當地を勿論諸國に弘來ひ處、紛數者徘徊いとし、似寄ひ像札を拵

圖三五 同 知恩院宮金銀貸付所之事、
本町並丁目
和泉屋金七支配借屋
磯川屋芳兵衛旅宿
(同上)

知恩院宮貸附金銀之儀、右旅宿ニ取扱ひ事五五五五

圖三六 十二月六日 宮門跡方其外諸名目金銀、當表貸付願濟ノ口ニ貸付方之事、
宮門跡方其外諸名目貸付金銀借り受ノ節、彼是失費ニ有之、其上返濟滞ノ刻、其筋は被呼
出、往還等ニ多分ノ難費相掛リ、難澁相迫、俱ニ欠落いふものも有之哉ニ相聞、右ニ元

來貸附ノ趣意無弁別借受ノ故、右終ニ及仕宜ハ義ニ有、於當表貸付願濟ニ向、

- 一 妙法院宮御抱大佛殿修復料金貸付〇圖二三八
- 一 青蓮院宮御用意金貸付〇圖二三三
- 一 知恩院宮御用意金貸付〇圖二三九
- 一 靈鑑寺宮御廻向料并祠堂金貸付〇圖二三四
- 一 光雲寺祠堂銀貸付〇圖二三八
- 一 泉涌寺祠堂銀貸付〇圖二五九
- 一 靈源寺祠堂銀貸付〇圖二五九
- 一 高野山大德院修復料金貸付〇圖二二三
- 一 紀伊殿用途金貸付〇圖五六五
- 一 紀嘉藏屋敷ニ取扱、江戸芝鑑連社修復料金貸付〇圖一八〇
- 一 尾嘉藏屋敷ニ取扱、江戸芝天光院修復料金貸付〇圖一五九
- 右ノ外諸名目金於當表ニ取扱、右貸付ノ内、最初借り受、節利足先引ノ勿論、借受證文
貸付所ニ認進ノ口ニ、紙筆墨料等ハ無之、且右貸付ノ内ニ、立入町人共手次ヲ以貸渡、
向モ有之由ニ、共、都ア口入料等ハ不爲差出、并濟方ノ儀ニ付、貸付所ニ被呼寄出、共、人
足貸其外ハ諸難費出財ノ無之事ニ有、且當表貸付所ニ有、他所支配場ノものに金銀貸渡、
節、鈎印又ハ銀印ハ不唱、金銀借受不サ、當表ニ有之證文ハ加印致、義聞ニ有之義ニ相聞、右
終ニ義ハ決有之間敷筋ニ付、其段貸付方ノものも有之、條、右ニ次第相心得、借請ノもの
共返濟不滞ノ様、嚴重ニ濟方可致、尤他所ニ願濟ノ諸名目金、於當表貸付ノ義ハ無之、
間、口入モ勿論右貸付取扱、もの、旅宿用所等貸、儀、決致致問敷、若利徳ニ拘リ、右ニ
携ハ銀、(兼ハ)願濟ノ外、内ニ差加ヘ金等いさしもの有之ニ有、吟味ニ上急度可

令沙汰、
右ニ通ニ郷丁中可觸知ノ地、
寅十二月六日御願ニ有、

⑥ 豊心丹売の文献資料とその内容

圖三七 二月廿七日 和州西大寺豊心丹相對賣弘之事、

和州西大寺役人
日留平 右衛門

右西大寺諸堂大儀、修復難及自力ハ付、同寺傳來豊心丹、攝州河州兩國在町に進行致、望、
ものに相對賣以賣弘、右ニ付疑難紛敷儀無之様、右藥上紙に西大寺ニ寺号相記、尤押賣ケ間
敷儀不致、望ニ寄ル先方ハ預ケ置、壹ケ年壹度宛引替ハ積ニ付、右兩國に聲掛ケ儀願
出、右願ニ通開届ノ間、三郷町ニ急度ナク通可置事六五五五
二月廿七日 (奉令)

⑦ 寄進・献金の文献資料とその内容

圖三八 二月朔日 四天王寺寄進物町内家別ニ取集可事、

新春ニ御慶目出度奉存、然ニ昨年大地震ニ有、當山内諸堂社殊外及破損、就中藏樓龜井堂等
急ニ再建仕度ハ得共、何分大造ノ儀ニ有、中ニ難及自力、依之去秋兩度ニ彼岸御志料五ケ年間
御納被成下、右以助成追ニ諸堂再建修繕仕度、因テ三郷御町ニ諸靈追善、并ニ去冬地震
高浪等ニ有横死ニ靈、右兩様とも永代彼岸毎、別段ニ大施餓鬼相營ノ度奉存ノ間、何卒御寄配
を以、御町内御家別御取集御納被成下様、奉御頼上、以上、
卯正月 四天王寺寄進處懸リ

別紙ニ通、四天王寺ニ去春以來被願出ハ付、組合町ニ相談ハ得共、區ニ相成、治定不致、
其後度ニ世話方中又ニ被願出ハ付、尙又再應相談ニ上、組合ニ有之取扱、町別ニ取集
可ハ決定仕、外町ニ有之去年以來被取集ハ向モ有之、依之町内義モ當春彼岸ノ家別ニ取集爲
致、間、志ニ輩ニ多少ニ不致、御寄進可被成、以上、
辰二月朔日 年 寄

(22)

こうした大阪の寺社富興行は大阪の「天下の台所」を背景にして大規模に発展し、江戸の寺社富興行での最大である根津神社の発行札数三万六千枚に対して十二万枚と約四倍弱となっている。ちなみに、江戸の寺社富興行の発行札数と損益規模は次の図表-4に示される。

この図表-4から窺えるように、寺社の富興行は札数が多ければ多いほど札発行への純益率を高める傾向となる。それゆえ、寺社は札発行数を大規模にして純利益率を高めようとする。富興行の規模が小規模な段階では利益率が三十%台となる。札発行が中規模の二万札を超えると利益率は四〇%から五〇%への上昇傾向が見出される。

江戸の寺社富興行は、大阪より早期に普及し、「元禄」享保期にさかになり、「御免富」として公的に認可されたもののみが興行を許され、そのシステムが確立したのである。これは、財政が逼迫していた幕府にとり、拝領金など寺社への直接的な資金援助は重い負担でもあり、さらに博打を、寺社の境内という聖なる空間に封じ込めるねらいがあった。（『ビジュアル・ワイド江戸時代館』354頁）とされている。

江戸の寺社富興行は元禄―享保期に勃興し始め、文化―天保期にはピークを迎える。これに対し、大阪は寛政期（一七八九―一八〇〇）に寺社富興行の小規模な形で展開し、そして天保期（一八三〇―一八四三）に大規模化してピークに達する。しかし、大阪の寺社富興行は「天下の台所」の衰退と歩調を合わせたかのように漸次後退し始めるのである。

大阪の金融市場の発達ピークは寺社名目銀形態の第二類型である「富興行」の大規模な富札発行のピークと重なることとなる。

図表-4 『江戸大富集』にみる文政末年ごろの富興行一覧

	興行場所	興行主	興行月	興行日	発行札数	組数	札料 (1枚)	最高 賞金額	最大倍率	売上高	賞金 支払高	売上 純利益	当選率 (%)	純益率 (%)	必要 販売枚数
1	目黒不動	同 所	毎 月	5日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
2	湯島天神	〃	〃	16日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
3	両国回向院	〃	〃	9日	5,000	1	金2朱	100両	800	625両	403両	223両	2.00	41.36	2,932
4	谷中感応寺	〃	〃	18日	3,000	1	金2朱	100両	800	375両	289両	87両	3.33	29.60	2,112
5	浅草金龍山	〃	〃	22日	20,400	1	銀2匁5分	100両	2,400	850両	529両	321両	6.86	56.77	8,820
6	茅場町天神	山王御社主	3・6・9・12	4日	30,000	5	銀2匁8分	300両	6,429	1,400両	818両	582両	5.00	48.08	15,575
7	銀町白旗社	嵯峨 御 社	1・4・7・10	27日	20,000	2	銀6匁	300両	3,000	2,000両	1,297両	603両	7.00	36.87	12,627
8	愛宕前薬師	富士山本宮	2・5・8・11	13日	24,500	7	金1朱	150両	2,400	1,531両	1,044両	487両	31.42	38.32	15,111
9	神 明	南山科御殿	〃	25日	20,000	4	金1朱	300両	4,800	1,875両	1,316両	559両	26.00	38.71	18,387
10	西久保八幡	同 所	1・4・7・10	13日	20,000	4	銀2匁	90両	2,700	667両	397両	270両	6.00	45.41	10,918
11	神田御社	〃	2・5・8・11	26日	27,000	3	銀2匁5分	150両	3,600	1,125両	680両	445両	7.40	45.35	14,757
12	福徳稲荷社	足利金剛山	3・6・9・12	7日	24,900	3	銀2匁5分	90両	2,160	1,038両	545両	493両	6.02	52.67	11,787
13	室町福徳稲荷	同 所	2・5・8・11	7日	35,000	5	銀3匁2分	300両	5,625	1,867両	1,006両	861両	11.43	51.65	16,924
14	杉ノ森稲荷	陸奥一ノ宮	〃	11日	25,000	5	銀2匁5分	150両	3,600	1,042両	568両	474両	4.80	52.83	11,792
15	杉ノ森稲荷	江ノ島宮本院	1・4・7・10	7日	20,000	2	金1朱	150両	2,400	1,250両	765両	485両	8.00	43.44	11,313
16	根津神社	同 所	3・6・9・12	26日	36,000	4	金1朱	300両	4,800	2,250両	1,545両	705両	4.44	41.50	21,061
17	杉ノ森稲荷	水 川 明 神	〃	11日	24,500	7	銀2匁7分	150両	3,333	1,103両	615両	488両	6.53	48.86	12,529
18	茅場町薬師	土州一ノ宮	〃	23日	27,000	3	銀3匁3分	150両	2,727	1,485両	989両	496両	10.74	40.33	16,112
19	杉ノ森稲荷	三州妙心寺	〃	13日	21,000	3	銀3匁	150両	3,000	1,050両	600両	450両	7.14	48.18	10,883
20	麻布東福寺	同所(七仏薬師)	1・4・7・10	19日	25,000	5	銀1匁8分	90両	3,000	750両	460両	290両	6.80	45.45	13,637

↑『江戸大富集』の富くじの興行日や札料（代金）を表にしたもの。庶民は2000～3000倍の倍率を勝ち抜いて90～300両の賞金を手にした。興行側は40～50%ほどの利益を見込んでいたが、採算をとるには大量の札を売りさばく必要（必要販売枚数）があった。寺社の興行には、低倍率の毎月継続型と高倍率の3年間の期限つき年4回型とがあった。

（『ビジュアル・ワイド江戸時代館』355p）

富興行が寺社名目銀形態で半数以上を占め、寺社経営の主要な資金源となっていたことは既に明らかにした所である。初期において富興行は文政期前半（1818—1829）において、②富興行の文献資料Bの林丘寺で富札二万枚、Cの妙法院の札数三万枚、Eの座摩宮の札数三万枚、そしてFの北岩藏実相院の札数三万枚、また、H生玉明神の札数一万五千余等である。しかし、文政期後半においては富興行の大量発行へ移行する。すなわち、Iの大乗院、Jの寶鏡寺、Kの相州鎌倉扇谷英勝寺及びLの江州多賀大社も札数三万を数え、これまでの富興行における一万五千の二倍に達する。大阪の金融市場と商品市場も寺社の名目銀形態の大規模化、大衆化と歩調を合わせるように日本経済の頂点に登りつめ、経済都市大阪の地位を確立し、政治都市江戸と共に日本の中枢に位置するようになる。経済及び商法において大阪の急成長とその発達は、(一)堂島米市場への全国からの米廻送による米取引の確立、(二)堂島米市場への米の全国的入札取引を裏付ける両替屋と札差による金融市場の発達、そして、(三)畿内・兵庫の油・木綿工業そして酒造り業の商品を江戸廻り商品として大阪から樽前廻船・菱垣廻船によって大量輸送の発達を遂げたこと、(四)全国規模の米取引を可能にする大名への貸付金融と、為替・手形の発行、他方、全国から商品、原料(油の絞草、綿、酒造米等)への大阪への廻送を確保するため大阪の間屋・仲買からの貸付金、融資による信用供与等によって達成される。こうした(1)全国の米取引、(2)大名融資、(4)江戸廻り商品の大量取引とその信用供与等が大阪を日本経済の中枢に据え、大阪の金融市場を強化する要因と化する。かくて、大阪の金融市場が全国の中核として確立すると、全国の

寺社名目銀形態は大阪の金融市場から寺社の経営資金の供給とその金融市場での富発券・信用取引そして融資を求め、大阪へ集中することとなる。

この大阪の金融市場を最大限に利用し、活用したのは熊野三山であり、紀州藩の支持を背景に最大の富興行と貸付業とを展開する。すなわち、紀州熊野三山は、(1)D文政九年の富興行が札数拾八万枚、(2)M天保二年の札高十二万枚、(3)T天保四年の札数十二万枚、そして(4)C天保七年の紀州熊野三山御貸付金拾万両の実施をするのである。

②富興行のはなばなしい大衆への熱狂的受け入れに対し、①祠堂銀と③勸化とは古典的な寺社の名目銀形態である。②富興行が大衆の賭け心、掛け勝負熱を燃え上がらせる投機的心理を利用するのに対し、逆に③の勸化はむしろ寺社側の地道な地方巡りの努力によって大衆、とりわけ「だんな」への信仰を求め、または、「檀越」「檀家」の信仰心に頼る宗教活動の本来筋として定着する。

寺社の名目銀形態が②富興行の衰退から漸次、③勸化、④寺社の札配布、⑤貸付金、⑦寄進・献金へと移行していくが、こうした、寺社の名目銀形態への変化は、大阪の金融市場と商品市場の衰退を背景に進行し、時代区分の移行を特徴づける。

何故、大阪は金融市場、そして商品市場の地位を喪失し、兵庫との激しい競争の結果、後退したのか。次にこの問題を課題にする際、大阪の金融市場、商品市場の強靱さをもう一度再検討することがその衰退への原因を明らかにする一つの手懸り^{てがかり}を得ることになると考え、次に大阪の金融市場、商品市場の構造とその衰退とを検討する。

図表-5 享保十一年（一七二六）廻船数并貳百石以上入
津廻船之事

- 大坂廻船貳百二拾三艘	拾七石積ヨリ千五百石積迄
- 他国廻船拾三艘	七百石積ヨリ千五百石積迄 大坂名前

〔大阪商業史資料〕第十七巻「運輸及船舶其ノ二」17-189頁）

この図表15から窺えるように、享保十一年（一七二六）には大阪から江戸廻り荷物は主要船数を発表した。

因、つまり(イ)堂島米市場への全国米の集合とその米売買、とりわけ大名の年貢米取引に由り、(ニ)全国の産物、原料及び商品を大阪へ集め、さらに完成品にした上で綿、木綿、油、砂糖、薬品、鉄、鯉節、塩、乾物等を江戸廻り商品として樽前廻船、菱垣廻船によって大量に江戸へ廻送することに見出すのである。

享保十一年（一七二六）、大阪城代酒井讃岐守は「大阪入津貳百石以上廻船一ヶ年」の「入津回船数」を調査し、次の図表15の廻船数を発表した。

三 大阪の商品流通市場、金融市場、御用金市場の三位一体構造の発達と衰退過程

1 大阪の産業都市構造の発達

大阪は「天下の台所」と見做され、江戸の政治都市に対し、経済都市として徳川幕藩体制の約二百六十年余りを支え、君臨して来た。この「天下の台所」の中味は(一)商品流通市場、(二)金融市場、そして(三)御用金市場の三位一体構造として発達するのである。しかも、大阪が「天下の台所」として、とりわけ有名になったのは(一)商品流通市場の発達によるのである。

(1) 大阪の商品流通市場の構造と「天下の台所」の経営史分析

大阪が「天下の台所」と発達することになったのは、二つの要因、つまり(イ)堂島米市場への全国米の集合とその米売買、とりわけ大名の年貢米取引に由り、(ニ)全国の産物、原料及び商品を大阪へ集め、さらに完成品にした上で綿、木綿、油、砂糖、薬品、鉄、鯉節、塩、乾物等を江戸廻り商品として樽前廻船、菱垣廻船によって大量に江戸へ廻送することに見出すのである。

図表-6 大阪の江戸廻り商品高と積船数
元治元年（1860年）八月中

商品		積船数	月
(1) 酒	4,981樽	33艘	子 九月
	7,715〃	45〃	子 十月
	7,645〃	63〃	子 十一月
	11,284〃	68〃	子 十二月
	1,798〃	7〃	子 十二月
	1,314〃	12〃	丑 二月
(2) 油	4,156樽	13〃	子 九月
	2,671〃	11〃	子 十月
	4,272〃	23〃	子 十一月
	2,724〃	14〃	子 正月
	830〃	3〃	丑 二月
	110個	6〃	子 二月
(3) 毛綿	742〃	11〃	子 九月
	1,496〃	20〃	子 十一月
	831〃	7〃	子 十二月
	1,140〃	15〃	丑 正月
	354〃	3〃	丑 二月
	336本	1〃	子 十月
(4) 繰綿	1,965〃	19〃	子 十一月
	483〃	7〃	丑 正月

〔大阪商業史資料〕第十七巻 17-202

に大阪を起点とする(1)大阪廻船貳百二拾三艘と(2)「大阪名前」の他国廻船拾三艘とによつて運ばれ、商品流通を陸上から海上へと移行させるのである。江戸廻り廻船の航路を開始し、確立したのは菱垣廻船である。

徳川幕藩体制が二百六十年余り発達しえた一つの理由は、陸上から海上輸送へ転換し、とりわけ、大阪から江戸廻り廻船によって大量輸送に成功しえたことである。「天下の台所」大阪の発達と経済成長は海上輸送に由る大量輸送という技術革新に求められる。こうした大阪の江戸廻り商品は海上輸送によって大量運輸を可能にされ、大阪の経済を徳川幕藩体制の中核へと育くむ要因と化するのである。

とりわけ、江戸廻り商品の大量輸送は江戸市民の生活必需品、つまり、(1)酒、(2)油、(3)木綿そして(4)繰綿等を中心とする。

次の図表16は元治元年（一八六〇）の九月から十二月迄の一ヶ月毎の江戸廻り商品の輸送高を纏めたものである。

この図表16から解るように、大阪の江戸廻り商品は畿内の農村工業において移入される原料、或いは半製品を完製品として仕上げる酒、油、木綿そして練綿等を中心に構成されている。大阪及び兵庫は二毛作の農業を発達させ、米の収穫後に綿作を植え、さらに織元によって木綿工業を営なみ、木綿製品を作るが、原料の綿花を輸入して大規模な生産（マニユファクチュア）、或いは問屋制家内工業を展開する。大阪では問屋、或いは仲買が木綿の生産に進出し、家内工業からマニユファクチュアへの発展を広汎に展開する。

他方、油製品も兵庫、畿内で農村工業として水車動力によって某種、或いは綿実を圧搾してマニユファクチュア、さらに、問屋制家内工業を展開する。酒造業も京都、伏見、灘そして大阪、畿内でも原料となる米を大量に農村から、或いは西国、九州、そして四国から移入して大規模に酒造し、江戸廻り商品として兵庫と大阪の間で激しい競争を展開させている。

大阪の「天下の台所」は全国からの移入と移出との拡大再生産によって果されているが、その中でも全国から大阪廻りの発達によって達成されることになるが、この大阪廻りへの集荷に大阪の問屋、株仲間の金融的貸付、融資等によって促進しようとして天保十三年に次のように展開される。

圖三七

同日 國々を積登の諸色、荷主船頭と氣請官敷様取引、深切を盡し可なり事、被仰渡の御請證文と事

追々御願達と趣々渡り通、都々株札并問屋仲問組合等差止、素人直賣買勝手次第と御趣意、一同難有承伏し可なり候儀と可有之、得共、下賤愚昧と者等心得違無之ため、猶又今日渡り趣可承の、

一大坂表と儀の、諸國取引第一と場所とあり、諸色と義土地産物とあり無之、何とも諸國に積込め分、何品と不寄、其筋と商人共手帳と引請、賣買いさし、江戸其外諸國入用品も多分大坂と積送り、其外不足を補、諸色平均相場と元方とあり、諸國見競相成、金銀融通も宜敷と付、世俗諸國と臺所と相唱、取引多端と所柄と付、國々荷主船頭と氣向も相進と、專當所を自當と積廻れに付あり、諸色及潤澤、高直と品も下直と押移、諸民と助とも相成、彌増取引及多端と、土地と繁榮の勿論、大坂より諸國へ積送れ分も、右に准り手厚く行届、夫と相持と融通宜、正路と賣買いさしと義と有之、右懸引と義の全大坂町人共と限りの義とあり、下賤と身分を以、諸國融通と大要を取扱め段、冥加とも相叶、他國と者とも不及及、先前よりと振合を不取失儀、第一と心掛く可なり處、無其儀、近來大坂町人共義、土地と融通諸國と差障をも不厭、兎角と一己と利欲と耽、是と大坂に可積廻れ見込め品、船間を見掛、相場引上、追々廻着と期不至、態と相場を引下、他國荷物を踏付買落、不筋と徳用を食、或の仕切爲替等と渡方も、勝手儘と差引致、其外不實と仕向を以、爲致手懸、荷主船頭と氣請と拘め付、國とと者も手段を構、再度上方に不積登、中國瀬戸内等と中途賣いさし、廻廻大坂に相廻り、あも、直待と唱、商人共の荷物預り置、不賣放、又い定寄酒付と場所へ積替、致商内と分有之仕儀と相移り、義も不心付、却あ拂底と品を買と持廻り、或の權賣總買致、剩大坂へ入津已前、途中に出張、直段繰上ケ買取め者も有之事と由相聞、以い外と儀と有之、(畢竟)右等と流弊と大坂に廻着相減、諸色不融通、直段高直と至一端と可有之、元來大坂町人共儀、右舛當所へ可積廻品を、外とと賣捌、様成行め次第、外聞實儀款々數可存答とひ上り、急度相償と、以來一時と徳用と迷らず諸國對用と場所と本意を朝暮相弁、荷主船頭と氣請をも心配いさし、銘と深切を盡し、何ととも國々を積廻めあり、夫と渡世と詮無と一圖と心得、取引大切と相勵、い、荷主船頭共とありても、其實意を感得いさし、是迄不相廻品を、此後持込め次第と相成、先前と振合と相復、一般と大坂を自當と積廻、様可押移と必定と儀、左と廻取引手帳相成り、土地と繁榮の不及、自他と融通相甘々、諸色潤澤と至、身薄と者も今日を安樂と暮め、右積善の必銘と子孫と報可す間、御國恩冥加を存、相互と力を添、産業を誠實と相營、成丈諸色下直と可致賣買め、自今以後御觸面を背、中渡と不相用、不直と取斗致めをの相聞めとありて、無用捨召捕、嚴重と可及沙汰、間、其節後悔致めあり、其詮無之事と付、一同心得違無め、譯あや論め儀と、間、其旨を相心得、其方共と組合町とに不洩様可す間、右と通被仰渡、一同難有承奉長、仍あ御請證文如件(圖五五、圖五九、圖一八〇を見よ、)

寅四月

前

同

斷印

大阪が移入原料、半製品を加工して、その完製品を江戸廻り商品として移出する形を取る産業都市、或いは生産都市の側面を有するか

らこそ、大阪は「天下の台所」と見なされるのである。そうした大阪の産業都市としての特徴について文政十二年（一八二九）十月廿五日、大阪東奉行は掛りである大塩平八郎の前で次のように述べる。

當表者富庶繁化に土地あく、工商に者何成其所業商賈を出精骨折い^(ハ)、渡世出來易き義者、他所に勝り、故、富人と論なく下戸に家とも其利を利とし、其樂を樂と、父母を養ひ、子孫を鞠衣食に資等、不自由無之義^(ハ)、へとも、三郷に籠凡十万近も有之、其内二宅裏こゝろ子無之、幼少こゝろ親と相離れ寄丁孤獨に類、其餘孫子多く、自力に難養^(ハ)、へとも、親類縁族無之に付、其身に困窮惡苦を告者なら程に貧人有之間敷ととも難被決、若右婦に貧人有之^(ハ)、米穀諸色賜給に時節こゝろ、其身其家丈の實に飢餓に荒年も同事にて、誠可憐事共^(ハ)、不^(レ)想工商老若身持不行跡等よと、父祖に家業を失、或非分に財利を可儲ど、天理人道に背れ種と

巧事を心力を盡し、反あ流浪漂泊ゆゑ、刑戮を免れ居る者ど、一向譯達、前書に食人の幸に良民に付、以來手當救方可有之の如間、無恥度三郷町と相調、右姑不幸に良民有之の如、時と御役所不可立、呉々貧苦を迫り共、不幸に良民に無之の者、篤憐れ念、混亂不致様取調可憐、尤肝要外事七卷良民、(前書考之)

丑十月(廿五日)

〔東御奉行が被仰出候て、大塩氏○平掛りし由、〕

図表-7 大坂における主要商品移出入表(正徳4年=1714)

順位	移 入			移 出		
	品 名	銀額(貫)	%	品 名	銀額(貫)	%
1	米	40,814	14.24	菜種油	26,005	27.15
2	菜種	28,049	9.79	鍋種油	7,066	7.38
3	材干	25,751	8.99	長崎下り銅	6,588	6.88
4	白木	17,760	6.20	白木綿	6,265	6.54
5	木綿	15,749	5.50	綿白実	6,116	6.38
6	木紙	14,464	5.05	綿手綿	6,045	6.31
7	鉄綿	11,803	4.12	繰綿	4,299	4.49
8	掛木	9,125	3.18	醬油	3,899	4.07
9	銅わ	7,171	2.50	万鉄道具	3,750	3.91
10	木煙草	6,705	2.34	油粕	3,267	3.41
11	砂大	6,496	2.27	万塗物道具	2,840	2.96
12	豆	5,614	1.96	小間物	2,838	2.96
13	大塩	5,320	1.86	胡麻油	2,089	2.18
14	麦	5,230	1.83	やきもの	1,574	1.64
15	塩魚	4,586	1.60	酒	1,200	1.25
16	麻実	4,156	1.45	雪踏	1,174	1.23
17	綿実	4,129	1.44	鍋傘	966	1.01
18	綿糸	3,920	1.37	万傘物	650	0.68
19	生毛	3,475	1.21	万笠物	569	0.59
20	綿布	3,430	1.20	革足袋	536	0.56
21	絹	3,401	1.19	草木綿	507	0.53
22	やきもの	3,013	1.05	万木地指物	503	0.53
23	表綿	2,876	1.00	櫓	496	0.52
24	木芋	2,866	1.00	長崎下り万笠物	479	0.50
25	唐葉	2,832	0.99	羽織	400	0.42
26	炭種	2,815	0.98	革戸	318	0.33
27	かつおぶし	2,788	0.97	ろうそく	312	0.33
28	京織物	2,504	0.87	菓	309	0.32
29	その他	2,178	0.76	素子麵	308	0.32
30	総額	2,066	0.72	素子麵	211	0.22
		35,475	12.38	その他	4,221	4.41
	総額	286,561	100.00	総額	95,800	100.00

大阪の産業都市としての發達は原料、半製品の移入と、江戸廻り商品の移出とを中心にするところから次の図表一七となる。

この図表一七から次の二点が重要な点となる。第一は移出の点から見ると、大阪の産業都市における中心製造業は(1)菜種油、(2)綿、木綿そして(3)長崎下りの銅である。前述したように、畿内農業は米作と綿花の二毛作を發達させ、とりわけ綿花を原料として木綿工業を農村工業の織元によつてマニユファクチュアの發達を見、或いは都市に於いては問屋、仲買人が問屋制家内工業を發達させている。

大阪での移出における「縞木綿」(二位)「白木綿」(四位)そして「繰綿」(七位)等が上位を占め、木綿工業が国民的産業として發達しているのが窺える。

第二点は移入の点における原料、米そして半製品の移入である。

移出額が合計銀九万五、八〇〇貫であるのに対し、移入額は銀二万六、五六一貫と、移出額の三倍であり、全国からの大阪廻りへの集中を大規模に示している。移入額の大部分は陸送より海上輸送の船舶によってなされている点について前述したところである。大阪は住友家の銅鉾山（別子銅山―四国愛媛新居浜）の鉾石を貨幣へ鑄造し、或いは銅製品へ加工するか、長崎への中国向け貿易支払手段として転送される関係から全国の銅を大阪へ集約させている。大阪の産業都市を支えている一つの重要な側面でもある。また、移入の七位に鉄が入っている。鉄は砂鉄を意味するが、江戸時代において早くから東北と中国地方、とりわけ、島根、広島そして岡山では砂鉄の産地として知られ、その加工するたたら炉は特権的マニファクチュアとして大規模に営なまれ、日本刀、農具のスキ、クワそして貨幣の銭金として加工される。大阪の産業都市はこうした鉄、銅産業そして造船業の重工業をもう一方の柱にしている。

しかし、移入の一位は米であり、「天下の台所」の所以は米の全国からの移入にある。移出の一位は菜種油の銀二万六千貫余りに対し、移入の一位は米の四万貫強であり、移入の菜種油に対して一・六倍強の大きさである。それゆえ、大阪が「天下の台所」と云われる一つは全国から廻送される米の移入量に込められていることから、大阪の商品流通市場に占める面について次に明らかにする。というのも、米は万物の価格を上下させる尺度と云われ、飢饉、不作が続くと、徳川幕藩体制は衰退から崩壊への道を辿る原因となる。都市では米屋の打ち壊し、農村では一揆となって、世直し＝新政府

の樹立をスローガンにする要因ともなる。

2 大阪の商品流通市場―米を中心に

大阪の商品流通市場は前に掲げた大阪の移入・移出図表17に要約されるように移入での米と移出での菜種油とを中心に発達する。しかも、米の移入は十四%強の割合である。

米価の騰貴と下落は両方とも大名、農家及び町民の生活に大きな影響を及ぼすことから、その中間に米価を安定的に維持することは米価政策の基本となる。中間点の米価は九州肥後米（熊本）の一石六十匁を維持し続けることを政策の目標としている。

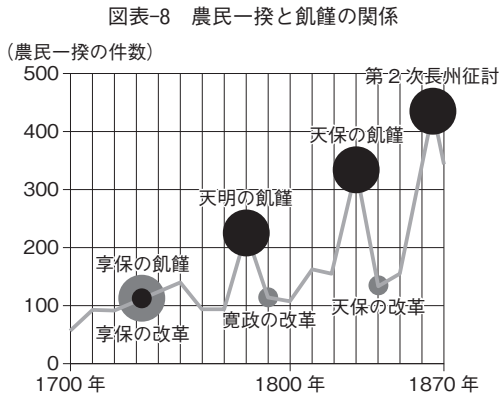
徳川幕藩体制の長期政権が可能となった一つの理由は、米価政策を基調とする商法（問屋制・株仲間）によるカルテル価格の安定を経済政策の二本柱とすること求められる。こうした米価政策と商法の経済政策とは三大改革によって推進されている。

田沼意次は米価政策の安定を計り、米価の中間価格（一石六十匁）に対応する万物のカルテル価格の維持を担う問屋・株仲間の組織を積極的に推進し、確立する。と同時に、田沼意次は、享保の改革で直面する「享保の飢饉」対策として大規模な開拓事業に取り組む。

次の図表18は徳川幕藩時代の三大改革に共通する飢饉と農民一揆との関係を表わしている。

この図表8から窺えるように、田沼意次の享保改革での農民一揆は百件前後であったが、次第に右肩上りの傾向を強め、寛政の改革（松平定信）では天明飢饉で農民一揆が二百件を超える。この寛政の改革は飢饉と米価高騰とによって崩壊する、或いは潰れ農民の都

る。水野忠邦は物価高騰を抑制し、価格下落へ導こうとするため、問屋・株式仲間の口銭と冥加金・運上金の廃止で、これらの種々な手数料、報酬・上納金の減少分だけ物価の引下げを計ったが、結果としてむしろ物価高騰を促すこととなった。問屋・株仲間のカルテル価格が物価の中間的維持を支えてきたが、廃止によって商・工業の価格均衡化の支えを取り払ってしまったのである。問屋・株仲間の廃止は商工業への自由な参入を許し、価格競争によってせり買い、せり売り、そして囲い、他地方への商品販売を自由に取引するのを可能にしたのであり、自由主義経済への移行を促がし、経済の混迷へ導くのであった。とりわけ、大阪は江戸より問屋・株仲間の強靱性を誇っていたが、「天下の台所」を支えていた大黒柱を喪失することとなる。次に、肥後米一石が銀六十匁及び金一両となる場合は米価の中間



市への流入によって都市に大量の下層困窮者層を沈殿させる。松平定信は俵約令と農民の帰村政策を進め、さらに軽犯罪人と没落農民を佐渡の金山、或いは佃島の労役所へ送り、近代的自由労働者層の成立へ導こうとする。しかし、徳川幕藩体制を崩壊させ、さらに、大阪の「天下の台所」を衰退させる結果へ導いたのは水野忠邦の天保の改革である

図表-9 米一石米価格（匁、分、厘）

(寛政改革)												天明七	年						
二	享和元	八	七	六	五	四	三	二	寛政元	八	肥	米一石に付							
肥	加	肥	加	筑	筑	筑	筑	筑	肥	肥	肥	米一石に付							
六二、〇〇	五二、〇〇	六八、〇〇	五八、〇〇	七一、〇〇	七七、六〇	七七、〇〇	五五、七〇	五五、〇〇	六四、五〇	六四、五〇	八九、六〇	九二、〇〇							
二	文政元	九	八	七	六	五	四	三	二	文化元	享和三	年							
肥	肥	肥	筑	肥	加	肥	加	肥	加	肥	加	米一石に付							
五一、五〇	五三、八〇	五四、五〇	五八、六〇	五五、〇〇	四九、〇〇	五三、〇〇	五四、〇〇	四七、〇〇	五六、〇〇	五五、〇〇	五七、〇〇	六三、〇〇							
(天保改革)												天保元	年						
七	六	五	四	三	二	天保元						文政三	年						
一五一、五〇	八七、五〇	七三、六〇	一一九、〇〇	一一八、八〇	七七、五〇	七四、〇〇	八八、五〇						肥	米一石に付					
							中	筑	筑	中	中	中	中	中	中	肥	肥	肥	米一石に付
							七五、五〇	六〇、四〇	六〇、五〇	六四、〇〇	六四、〇〇	五九、四〇	五九、〇〇	四八、二〇	四七、五〇	六二、五〇	六二、五〇	五〇、五〇	米一石に付

価格の尺度として位置づけられるが、各時代の米価変動は次の図表9として現れる。

〔「大阪市史」第二巻 254、256、470 頁より作成〕

図表-10 米価格1石=60匁の変動表

		60匁以上	1石=60匁	60匁以下	合計
天明	七八	106 78			
寛政	元二	65			55
	三				
	四	77			
	五	92			
	六	64			55
	七				
	八	77 71			
享和	元二	68 62			加賀51
文化	元二				45
	三				55
	四				57
	五	68			
	六	80			56
	七				54
	八				53
	九				55
					58
文政	元二		筑後		
	三			肥前53	
	四	肥前62			
	五		中		47
	六		中		59
	七		中		
	八	64	筑60		
天保	元二	88	75		
	三	74			
	四	79			
	五	119			
	六	73			
	七	87			
		151			
合計		22	1	14	37

この図表によれば肥後米一石六十匁を基準にして、上下の米価格動向を比較すれば、次の図表10となる。

この図表10によれば、三十九年間の米価の上中下への変動年数を見てみると次の三点に要約される。

第一は、米価の中間価格点の年は三十九年間の内、わずか一年であり、文政七年の筑前米価格である。米価の中間基準点への達成はほとんど維持されていなく、非常に困難であることが窺える。

第二は、米価一石六〇匁以下の安い米価格は三十七年間の内、十四ヶ年である。この米価下落は安い米価を意味する。この安い米価は大名と農民の所得収入の減少となり、生活苦に追い込むこととなる。したがって、幕府はこの安い米価を高騰させるため、資金を融資して米の買上げ、米価高騰を誘導しようとする。

第三は、三十七年間のうち十四

年間の平均米価一石六十匁を越えているが、最高米価は天保七年の米一石一五一匁で、平均価格一石六十匁に対して二・五倍である。

この高い米価は、下層の生活困窮者層の、さらに中間住民、貧農層の生存に影響し、あたかも米の飢饉を再現する状況へ陥いる。このため、幕府は貧民救済対策として

(1)救済小屋を建て、施米を与え、

(2)米春屋に安価な米を販売させる

か、さらに、堂島米市場での米取引を安価に導くように誘導するか、(3)生活困窮者に米代金を下付するか、或いは一人当りの米割当量を町村毎の家族に供給するか、いずれかの対策を実施することとなる。さもなければ、農民一揆や米屋打ちこわし、暴動の原因となり、幕藩体制の土台を揺るがすこととなるからである。

大阪の「天下の台所」は米価政策によってその景気を左右され、一歩間違えば衰退への道を歩むこととなる。

米価政策は高騰するにしろ、或いは、安価に下落するにしろ、幕藩体制の土台を揺るがすのは明白な事態となるが、その米価政策は堂島米市場で決定されることとなるが、同時に米取引の金融市場は大名の蔵屋敷の米取引を一手に引受ける米為替屋＝富豪層の出現するのに大きな役割を果たす。

3 大阪の金融市場―堂島米取引市場と幕府の米価対策

江戸時代の米取引は、(一)大阪の堂島米市場と(二)江戸の幕府蔵屋敷の米取引所と二ヶ所で入札制を中心にして営まれる。前者の大阪堂島米市場は主に九州、西国、北陸等を中心に大阪へ廻送される諸国の大名を中心とする年貢米である。もう一方の江戸の米取引所は主に幕府の直轄領と旗本の地頭領とからの年貢米を江戸へ廻送して米市場が掛屋によって売買される。

大阪の米市場は九州、中国、四国等の大名の年貢米を大阪の蔵屋敷へ廻送し、入札による売却へ進む。この堂島米市場の米価格が一石六十匁の中間基準価格で決定されるよう大阪町奉行は米問屋、仲買の解散(水野忠邦の天保改革)にも拘わらず天保十三年に次のように要請する。

圖五一 八月十七日 堂嶋米市場米方兩替屋相模屋又市米市場丹製法人と儀、唯今迄も

通振置、何人にも商賣製法勝手次第と事、濱地川岸通新地請負地其外他所に

附、冥加金銀、傾城町水道冥加銀、以來地代と唱替、上納可致事、

大坂米相場と儀、諸國米直段と基本とあり、其上米穀を以仕出ぬ品、勿論諸色共、總て米直段を本として賣出ぬ道理に上り、右米相場と高下と寄、万價に拘ひ筋に付、享保年中格別と御世話有之、天明度にも米賣買方と儀に付、米仲買共は品と被仰諒ひ趣も有之、當時迄も右御趣意に基き、取扱來に付、堂嶋米相場と諸國米直段と下直と方と有之、右こゝ世上釣合宜趣相聞ひ處、此度都多株札并問屋仲間組合等停止、素人直賣買相成に付あり、諸家拂米に勿論自余商米共、素人一同、銘と手元限と直立を以賣買い、普通と相場相立不しあり、世上米直段のため不宜而已ならに、万價と差響ひ筋に付、此後も堂嶋米賣買方等と儀、唯今迄も通振置ひ段、其筋と者共は中渡の間、一統其旨を存、以來素人にも米方年行司に相屈、市場へ立交、諸家拂米其外共、直賣買い、儀勝手次第、右に付取締向と儀、諸事年行司と差配を請享保と度以來と掟を相守、新古と無差別、相互と相合い、彌以米直段のため宜様、掛引可致、

但、米方兩替屋と儀も、右同様と振合に相心得可し、

〔大阪市史〕第四卷 一五八八頁

次の堂島米市場の問題は九州の肥後米(熊本)を中心に大阪へ廻送される点である。寛政に較べ、文化・文政は豊作の連続であった。文化年間の米価は比較的安価な価格傾向となり、安定した動きとなっている。このため、(一)大阪への米廻送は豊作の影響を受け、価格の下落傾向を抑止するため、(1)払米四〇%、(2)籾四〇%そして(3)所払分二〇%の割合で大阪へ廻送すること、(二)収穫で損毛が生じたら、その損毛の割合に応じて廻送米の減量を段階的に拡大し、その減少割合を一〇%から三〇%に分類して大阪へ廻送するよう十萬石の大名の廻送米を例にして次のように求めた。

圖一二 八月十八日 當秋相應と作方とあり、去申年廻米高と半石國許とを致親圖、右

關高相應と拜借可被仰付旨、萬石以上と諸家へ被仰渡ひ事、

〔御口達觸〕

(御法度御書印形概)

近年打續米價下直と處、當年も諸國田作相應とあり、格外と米價引下可なり、此上下直と相成あり、武家一統可爲難儀間、當秋相應と作方とあり、去申年大坂表に廻米と高と半石、國許在所に概と可置置、右に付勝手向差支之面とに、關高相應と拜借可被仰付旨、萬石以上之諸家に被仰渡事、〇七月晦日江戸に於て、老中牧野俊成守忠、右と趣此度御用金と儀、町人共、寄と可なり置置事、〇圖一五二・一五三、

〇御用掛登平寄の御書、
日付は八月十八日なり、

(同上)

〇是より先も、幕府は去年十月廿七日萬石以上の諸侯に對して、江戸・大阪廻米高より二割を減すべきをいひ、本年七月晦日更に大阪廻米高は去年の一半たるべき旨を通せり、其文本令と大差無し、而して其詳細なる開方總方の割合は左に參照して、御勘定奉行御田代當の申渡書を見て知る可し、猶九月に至り、幕府は萬石以上の諸侯に、廻米半減令の嚴守を促し、廻米半減の分は届出づ可きを令し、又萬石以下の諸家の大阪廻米高は、去年年目三ヶ年、平均廻米高を越ゆ可らずと令せり、

御勘定奉行肥田豐後守様被仰渡と寫

當秋作方宜、い、收納米と内去申年大坂へ廻米と半高、當年國糧と積、半高大坂廻米と積り、其余收納米と分、其處等こゝ拂ひ義の不苦、且又國糧と高と應、拜借被仰付、節、渡方と儀と於大阪表可相渡、尤大坂表の銀通用場とも、間、金銀兩様可相渡、尤當十二月初旬を限り可相渡、其以前大阪町奉行へ可承合、

右と牧野備前守殿御指圖に付す建之○并借高は割額壹萬石に付金四千兩銀三百兩拾

御勘定奉行 肥田 豊後守

吟味役 岸 彦十郎

御勘定組頭 矢田堀喜左衛門

御勘定 近藤 松五郎

同 長沼 馬之助

當酉年諸家收納米 關方割合 御勘定組頭様より

例年拂米高拾萬石と内、

去申年

大阪廻米高八萬石

外貳萬石、貳割相減所拂仕、分

但、扶持米と分除之、

例年と通當酉年拂米高拾萬石と節、

内 四萬石 大阪廻米可仕分

四萬石 穀圃可仕分

貳萬石 所拂可仕分

例年より當酉年壹分損毛とあり、拂米高九萬石と節、

内 四萬石 大阪廻米可仕分

四萬石 穀圃可仕分

壹萬石 所拂可仕分

例年より當酉年貳分損毛とあり、拂米高八萬石と節、

内 四萬石 大阪廻米可仕分

四萬石 穀圃可仕分

但、去申年大阪廻米高より當酉同處拂米高減分と、所拂と分無之積、

例年より當酉年三分損毛とあり、拂米高七萬石と節、

内 四萬石 大阪廻米可仕分

三萬石 穀圃可仕分

但 六萬石以下と分、關方拂米割合右に準事、

例年より當酉年と分收納相増、拂米高拾萬千石と節、

内 四萬石 大阪廻米可仕分

四萬石 穀圃可仕分

貳萬千石 所拂可仕分

但、當酉年と分作方宜敷、去申歳より相増、分と、關方拂米割合右に準い事、

右と當酉歳大阪廻米と儀、拾萬石以上以下并壹萬石以下とも、都て去申歳大阪廻シ拂米高と見合、當酉歳豊凶により増減有之、ある。關方拂方共右と割合と可準以下御達足、尤當秋收納高相定、關方并大阪廻米等と凡割賦相極次第、廻米以前先ツ其段御勘定處、并大阪町奉行所へ早々可相届、事、

九月

〔大阪市史〕第四卷 五八六―五八八頁

勘定奉行肥田豊後守は豊作の見込から堂島米市場での米価格の下落を抑止するため、米市場での米売買量を減少して米価高騰を図ろうとする米価政策を提案するのである。さらに、米価政策はこうした囲高に応じて「拝借金被仰付候」と補償しようと次のように述べる。

八月廿八日 當酉年廻米高と分、入津已前迄に御役所へ可被書出旨、諸家留守

居中へ被仰渡、事、

八月廿八日於東御役所、諸家留守居中へ信濃守様被仰渡覽

近年格別米價下直と處、當年も諸國豊作とあり、格別と米價引下可す、此上直段下直と相成、あり、武家一統可爲難儀、間、當秋相應と作方とあり、去ル申年大坂表へ廻米高と半石、國許在所へ廻米高と置有可す様、右に付勝手向差支と向、關高相應と拜借金被仰付、段、萬石以上衆へ御觸と趣、江戸表へ被仰下、と付、當酉年廻米高と儀、改と筋有之、間、夫と廻米高と分、石高書付、入津已前迄に御役所へ届可有之、已上、

〔大阪市史〕第四卷 五八八頁

こうした大名の正米の他に、「家中并百姓作徳米」の大阪廻送を三ヶ年平均高以上の「過米」の取引は行なわれないように次のように求める。

① 中牟	肥後米切手六百三拾枚	4
同	一岡米切手百枚	7
同	一賀米切手百貳拾五枚	6
同	一筑後米切手千六百九拾七枚	2
同	一肥前米切手三千八百八拾一枚	1
同	一八千貳百貳拾九枚	
同	一筑前米切手五枚	10
同	一備前米切手拾五枚	9
同	一廣嶋米切手千六百廿三枚	3
同	一中國米切手百三拾三枚	5
同	一出雲米切手貳拾枚	8

但シ、銀納ニ御買上切手共、

但シ、銀納こゝ御買上切手共、

引當物之儀、證文こゝを不苦、尙申立に隨ひ、餘米切手差上りゝを不苦からず、

上·中·下平均直段

一加賀米 千貳百五拾石
五十八匁三々替 代七拾貳貫八百七拾五匁

一出雲米 五百俵
四十三石六斗替 代拾貫九百目、

一肥後米 六千三百石 六十一匁六釐替 代三百八貫八百八拾匁、

一筑前米 五拾石 二 五十九匁壹匁替 代貳貫九百五拾五匁、

一中國米 三千三百廿五俵 9 四十八匁 7 1/2 替代八拾 9 九百六拾三匁 7 1/2 五厘、

一廣嶋米 壹万六千貳百卅石 五十五匁貳ト替 代八百九拾五 八百九拾六匁、

一肥前米 三万八千八百拾石⁸五十二匁⁴替 代貳千七拾貳⁸四百五拾四匁⁴、

一、(豪商カ) 萬六千九百七拾石五十七匁八釐、
 萬九百八十八匁六釐、

一萬兩米 百五拾石
五十八奴五替 代八貫七百七拾五奴、

一畝	米	三千表
一畝	米	五千表
一畝	米	六千表
一畝	米	七千表
一畝	米	八千表
一畝	米	九千表
一畝	米	一萬表
一畝	米	一萬一千表
一畝	米	一萬二千表
一畝	米	一萬三千表
一畝	米	一萬四千表
一畝	米	一萬五千表
一畝	米	一萬六千表
一畝	米	一萬七千表
一畝	米	一萬八千表
一畝	米	一萬九千表
一畝	米	二萬表
一畝	米	二萬一千表
一畝	米	二萬二千表
一畝	米	二萬三千表
一畝	米	二萬四千表
一畝	米	二萬五千表
一畝	米	二萬六千表
一畝	米	二萬七千表
一畝	米	二萬八千表
一畝	米	二萬九千表
一畝	米	三萬表
一畝	米	三萬一千表
一畝	米	三萬二千表
一畝	米	三萬三千表
一畝	米	三萬四千表
一畝	米	三萬五千表
一畝	米	三萬六千表
一畝	米	三萬七千表
一畝	米	三萬八千表
一畝	米	三萬九千表
一畝	米	四萬表
一畝	米	四萬一千表
一畝	米	四萬二千表
一畝	米	四萬三千表
一畝	米	四萬四千表
一畝	米	四萬五千表
一畝	米	四萬六千表
一畝	米	四萬七千表
一畝	米	四萬八千表
一畝	米	四萬九千表
一畝	米	五萬表
一畝	米	五萬一千表
一畝	米	五萬二千表
一畝	米	五萬三千表
一畝	米	五萬四千表
一畝	米	五萬五千表
一畝	米	五萬六千表
一畝	米	五萬七千表
一畝	米	五萬八千表
一畝	米	五萬九千表
一畝	米	六萬表
一畝	米	六萬一千表
一畝	米	六萬二千表
一畝	米	六萬三千表
一畝	米	六萬四千表
一畝	米	六萬五千表
一畝	米	六萬六千表
一畝	米	六萬七千表
一畝	米	六萬八千表
一畝	米	六萬九千表
一畝	米	七萬表
一畝	米	七萬一千表
一畝	米	七萬二千表
一畝	米	七萬三千表
一畝	米	七萬四千表
一畝	米	七萬五千表
一畝	米	七萬六千表
一畝	米	七萬七千表
一畝	米	七萬八千表
一畝	米	七萬九千表
一畝	米	八萬表
一畝	米	八萬一千表
一畝	米	八萬二千表
一畝	米	八萬三千表
一畝	米	八萬四千表
一畝	米	八萬五千表
一畝	米	八萬六千表
一畝	米	八萬七千表
一畝	米	八萬八千表
一畝	米	八萬九千表
一畝	米	九萬表
一畝	米	九萬一千表
一畝	米	九萬二千表
一畝	米	九萬三千表
一畝	米	九萬四千表
一畝	米	九萬五千表
一畝	米	九萬六千表
一畝	米	九萬七千表
一畝	米	九萬八千表
一畝	米	九萬九千表
一畝	米	十萬表

代銀合四千五百六拾壹貫八百十四兩七錢五厘、

佐金合四三百六拾壹貫八百十四文一五厘

(御熊書之留并濱方記錄)

〔大阪市史〕第四卷 五九一—五九三頁

①の買持米切手の最大は肥前米切手の三千八百八拾一枚で、最少は筑前米切手五枚で合計十種類の小切手である。

②この買持米小切手の米価は上中下の価格で次のように十段階に区分されている（一石＝六〇匁中位価格）

- | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 出雲米四十三匁六 | 中国米四十八匁七 | 肥前米五十三匁四 | 岡 米五十三匁四 | 広島米五十五匁二 | 筑後米五十七匁八 | 加賀米五十八匁三 | 備前米五十八匁五 | 筑前米五十九匁一 | 肥後米六十一匁六 |

この十種類の大名正米の平均価格は五十四匁九で、一石六十匁の中間米価と比べかなりの安い米価であり、文化十年（一八一三）の豊作による米の過剰からくる下落値段を窺い知ることが出来る。それゆえ、幕府は安い米価格を反転させて、米価の騰貴を計るため、堂島米市場での過米を取り去って不足気味からの米価高騰を米価政策として推進するのに全力を傾むけるのである。

御用金の中に差加えられた買米切手は九月廿六日に合計五万貳千四百石を次のように売却されるのである。

御用金ヲ渡ル町人共、上ケ金高ヘ差足相願ル買持米ノ内、藏出相

濟の現米と分、入札御拂被仰付、事、

被仰渡御請證文之事

米方年行司

一 米價引立ニ御主法ニ付、御用金ヲ渡順人共、上ケ金高ニ差足シ相願ム買持米ニ付、藏出シ濟有
 之現米ニ分、他處ニ御拂米取^付九^〇圓一三七^〇共、過分^〇石高^〇有^〇之、追々新米廻着ニ時節ニ
 有、右現米捌方^〇万^〇一^〇步取兼^〇有、新米直段^〇可相審哉^〇付、拂方^〇高^〇内、未年米申年米都合

凡六万石程、米引買共入札拂付之、米性^ナ及見等^ニ義、可爲勝手次第^ナ、勿論相應^ニ引當^ニ品於差出入、右拂米引買、代銀納^ル儀^ニ、半高分至十一月切、殘半高^ニ分^ニ來^ル迄三月限可令猶豫是條、是等融通^ニ義見込、成文々他所へ賣割、新米直段^ニ聊不相障^ニ様、出借入札可致段、早々米引買共へ^ニ通、望^ム者并^ニ諸人名前等^ニ義可^レ來、

右^ニ通被仰渡、奉畏^ム、依^テ御請證文如件、

酉九月廿六日

此外拂米決あ無之

未年 肥後 千九百五拾石

廣島 三千五十石

肥前 七千四百八十石

柳川 千七百五十石

加賀 五千六百八十石

肥後太
百石

申年 廣島 三千貳百八十石

柳川 七千貳百八十石

中國 貳千八百石

肥後 八千五百石

肌前 三千三百七拾石

豐前 貳千石

中洋 千五百石

長門 七百石

五萬貳千四百石 此外二沒有之數、石數不合

(同上)

〔大阪市史〕第四卷 五九四頁

幕府は米価引上げ対策の一環として十月以降に大阪へ廻送される新米の過積を防止するために、大阪の港、川口場で三ヶ年の平均高の検査と入津の改切手を発行して過米の堂島米市場へ持込むことを防止しようと次のように(1)、(2)、(3)の対策を進める。

補編 一五〇 ① 九月 廻米改方仕法之事、

九月上旬諸家留主居方御番所へ御召出被成、當冬登セ米と義、於江戸被仰渡り通、半高差登可也、尙改方仕法左に通被仰渡り、

當地へ廻來る之向、去申年廻來に半高、國計在處へ糶こて置置の機被仰付國計三ハル付なり。是迄相廻り來りし家中并旨性作德來等、平均廻來高も過來り。當地こゝ決る引請く間敷旨、市中へ可渡國圖四ハルし其趣相心得、去々午年來三ヶ年と平均廻一高こゝ不相増極、夫へ之可被付付付見、万一過來積送るより、吟味に上積戻し儀、於平年所可被すぢぬ。右々趣牧野備前守殿へ伺に上相達ぬ、且廻來に義、半石國計在所へ糶圖に義被仰出ぬ上り、廻來不都束と儀有之間敷答に之を得共、船方との不正と米積來ぬ儀も難斗、間、諸家廻來入津に度し、

藏役人ハ爲相屈ケ、關東ニホ浦賀表ニ振合ヲ以、入津ノ度、紐與力同心并在役^ト御普請役爲立合、廻米高嚴重ニ改ム様、是又備前守殿被^レ渡^ル間、木津川口^ヘ船津町渡^ル場西^諸、安治川口^ノ同所上貳丁目ニホ、當分^ノ役場補^理、出役^ト者爲相^談、改^メ付^ル間、川口^ノ廻米を以運送^ス廻米^ト分^リ、右於役場^ニ廻取^リ石數可相^違條^ノ爲手廻^シ積入^ル俵數并藏屋敷送^リ先書付、右廻取^リ船乗^リ相渡^ル様取斗可被^レ付^ル、淀川筋又^リ京橋下モ入込^ル廻着米^ト分、天滿橋結^ル役人差出^リ、改^メ付^ル間、是又右ニ准^シ、夫^レ積船^ヘ積入^ル石數并送^リ先書附差添^ル様取斗可被^レ付^ル、万^一前^ニ川内^ニホ不及^ル廻取^リ、藏屋敷^ヘ直着仕來^ル向^リ、右於改所^ニ、是又俵數等右ニ准^シ、相改^ム可^レ有^ル之^ハ、

② 與力中演説

今日御達被_レ廻着米改_レ儀、木津川口安治川口^(イカ)役場濱先_ニあ、運造^(送)い俵數改被_レ付_レ、依

之語向キ廻米に度、其石高御届に儀を、奉行處迄御下出さず及不々、川口迄廻米入津有之次第、其積入石高に儀、右京寄り役場へ御勝手ニ御居書御差出有之、瀬取俵數國處着岸先書付に儀も、風吹等と節に紛失無之爲、紙小竊に類へ御勝手ニ御認させ、元船より瀬取り船毎に相渡り、様御取斗有之ぬりと。右役場にも改め節小竊と引替、猶又役場改切手、是又紙小竊に相渡り可々、右改切手に分ち夫、着前水揚と節紛失無様取置、若岸俵数水揚と相濟ひ義拙者共へ御届可有之、右改切手ニ相漏れ廻着来り、糺し上、品ニ寄、當表にあつ買捌等被差留メル積り有之ぬ、尤淀川筋并京橋下り川内へ入込俵米と分ち、右二准り御心得可有之ぬ此段拙者共々御演説に及置の様、兩奉行被下聞(一四八)〆(一三八)〆見上

(寛政問助筆記)

十月四日 米價引立、御仕法ニ付、諸家廻米家中扶持米并納屋米入津石數格別被

相減ひ間、其旨相心得、世上に金銀融通宜敷様、夫々家業可相勵事

③「口達」

米價引立し御主に付、諸家大坂廻米と分、去申年二分減成り積り被仰渡ひ上。當年者右と半石圓元在所に枳圖の上、二分通り其土地拂残りと半分當地廻米と寄二被仰付(四三三八)付、繰さ年一拾万石廻り、米に向こゑ、僅四十萬石ならて廻米無之、并家中扶持米等ノ類也、三年平均も過米を決不相廻(七四四四七五見よ)當表井兵庫西宮其外右取寄り村々迄も急度下渡、當表へ入込い儀来に分り、於川口嚴重と爲改、取極し石數が過米と分を爲積戻、過來致買積の者なり、品ニ寄答をも可や付事思ふ諸家拂米買請は米仲買共義矣、無如才入札可進寄こぬ處、右林格別入津米少き時節を見込、過分と利徳を可資せめ、古米等に有高、又是彼浮説をや觸、諸家拂ひ新米直段を少し引下ケテ可買取杯と、不屈巧を心掛ひもの有之、早く以封書可す立ひ、急度可達吟味を事こ一條銘々正路と利用を以、一同米價引立の様出情買賣可致ひ、勿論米切手入替銀取引仕來り銀主共義も、右舂来年に至りゆあま、追々古米拂底に達ひ、米直段引立義、眼前に筋を弁、彌手虜奪取引可致ひ、そとへ米仲買共正路と切手米買持たぬおも、入替銀不調達こゝ自然と入札難進

米直段引立兼、無據追々他國に積送りぬ様可相成、然ル時々當地に利潤他國に無益に送りぬ道理も可有之哉と付、相互に助合を存、切手入替無手支様可相勵め、當秋市中其外共御用金ヲ渡の段迄、畢竟米價引立と御主法故に事有之處、身元相應にもの共上ケ金と利廻りを惜と、儉約に過、兼あつ分限不似合客蓋に流、下賤に痛、金銀と不融通をも不顧め、心得違に筋に相當、米價不引立め、折角御國恩を奉存致出情、御用相勤め詮も薄、全無益に骨折に可類^{○圓一三八}の^{○圓一三八}間、右等と所も深ク思慮ゆ、諸商賈と取引万事成丈無滞、世上金銀と融通宜敷様、夫々家業出情可致事^{○圓四二五}及^{○圓四二五}を見よ。

〔大阪市史〕第四卷 五九六―五九八頁

①の米価引立策は新米の登せを半高に縮少し、川口、港で改所の検査を受けることを義務づける。

②の米価引立策は改切手を発行し、三力年平均を上廻る「過米」を摘発することである。

③の米価引立策は堂島米市場で大名の正米を入札競争で勝つたために入替銀の調達に成功して買持米切手を正直な値段で手に入れることである。

堂島米市場は問屋、仲買が大名の正米を入札で競り勝つために、米方為替両替屋の融資を踏まえて取引される。

次に堂島米市場で富商或いは豪商を育てる堂島米市場の金融業務の解明が次の課題となる。

4 大阪の金融市場―天保の改革による衰退

1 天保の改革と水野忠邦の問屋・株仲間の解散

天保の改革が水野忠邦によって進められるが、幕藩体制の矛盾と弱体化を招き、その最大の原因は万物の物価の物指となっている米

価高騰に原因する。天保の改革は米価の高騰原因となる飢饉と不作によって文化、文政期の米価低下傾向に対して一転した飢饉・不作の時期を迎え、米価の高騰を連続する状態となる。大阪よりも江戸での米価高騰と米不足が激しく、このため、天保五年（一八三四）に大阪奉行所は「大阪廻米高之内、三步通江戸廻米」の増量を次の如く指示する。

〔一〕六月廿六日 大坂廻米高相増の様、諸家蔵屋敷へ御達し事、

諸御蔵敷へ御申達し寫

去年北國筋違作に付、國々大坂并江戸表へ廻米相減、米價高直に於諸民難儀に及み趣に付、諸家大坂廻米是迄平均高とも可相増旨被仰出、尙亦大坂廻米高之内、三步通江戸廻米と儀をも被仰出、處、江戸大坂共却る例年より廻米減石に有之、當表有米も追々及減少、筋違迄取續無覺東由に於高直に有之、江戸表と尙更高直に於萬民難儀に及み、人氣と騒立、様と儀出來ぬと不容易、誠危急の場合と可申、江戸廻米等と儀も、精々手を被盡ひ上と儀にまひへ共、可相成上大坂廻米有之様致度、當地有米相増へ共、御府内へも相響き、直段も引下げ、人氣相和と眼前と儀、然る時萬民歡と色を生じ、廣大に筋に有之、勿論右廻米と儀と、格別御意も有之、申達し儀に付、三步通江戸廻米にも不及の間、聊無掛念厚勤弁と上、百姓丁人商内米も取交、早廻米有之様可被取斗、尤右廻米高分り次第、廻着已前迄可被申聞、二を見よ。

〔大阪市史〕第四卷 一一一〇―一一二頁

次の図表11の天保期肥後米価格一覧表によれば、天保期の大坂堂島米市場での肥後米価格は七年の一石一五一匁を最高にして十一年の六三匁を最低にする変動幅の大きな動きをしている。ほぼ享保期の肥後米は一石七〇匁から八〇匁の間を高騰し続けている。

万物の物価尺度である米価高騰は大阪金融市場の衰退、或いは低滞原因と化する。この米価高騰による物価上昇は大阪の「天下の台

図表-11 天保期肥後米米価一覧表

年 號	肥 後 米
天保 一	八 八
二	七 四
三	七 九
四	一 九
五	七 三
六	八 七
七	一 五 匁
八	一 九 匁
九	一 一 匁
一 〇	六 五、五 〇
一 一	六 三、五 〇
一 二	八 〇、五 〇
一 三	七 一、一 〇
一 四	七 八、五 〇

〔大阪市史〕第四卷 七三四頁)

額は次の図表-12から窺えるように金四万両の巨額に達する。

この「江戸十組問屋仕切為替」の滞^{しどお}額は、巨額の「滞金高」へ帰結する。この「江戸十組問屋仕切為替」の滞^{しどお}額は、巨額の「滞金高」へ帰結する。この「江戸十組問屋仕切為替」の滞^{しどお}額は、巨額の「滞金高」へ帰結する。

この図表-12に示される江戸十組問屋の「滞金高」は「大阪問屋の商業を萎縮せしめ、之が為に江戸積諸色潤達を得ずして直段騰貴するに至るは免かるべからざる数なり、幕府が物価引下の一手段として株仲間の停止を命ずるに當り、先づ江戸十組問屋より始めしもの謂無しとせざるなり」〔大阪市史〕第二卷 五七七頁)と。

水野忠邦は江戸十組問屋に累積する滞金と物価高騰とを同時に解消するため、問屋・株仲間の解散に踏み切り、天保の改革を断行するに至るのである。この問屋・株仲間の解散は、同時に大阪の「天下の台所」を支えていた問屋・株仲間の解散を伴ない、「天下の台所」を衰退へ導く導火線となった。

図表-12 江戸十組問屋の滞金額一覧表

品 目	年 限	滞 金	滞 銀
緑 綵	文化一〇―天保一一	一一、五二〇分	七八、六四三、七三分
(正米買次代)		二三、一九一〇	四九三、四四七、四九
織物銅器類	寛政 八―天保一二	六七一〇〇	三五八、〇四三、三九
其外鏡銅類	文化 九―天保一二	一、四一九三〇	六八八、一六五、五九
墨表并青筵	天保 四―同 一二	七三三三〇	四〇三、九九六、八一
塗物并繪具	天保 四―同 一二	一一一二二	二八一、三六八、八五
毛綿其外品々	天保 四―同 一二	七三三三〇	四〇三、九九六、八一
線香并染草	天保 四―同 一二	一一一二二	二八一、三六八、八五
傘其外荒物代	天保 四―同 一二	七三三三〇	四〇三、九九六、八一
算盤櫛行踏李	天保 四―同 一二	七三三三〇	四〇三、九九六、八一
雪 戸	文化 二―天保一二	二、六七四三一	二二〇、二七八、二
瀧 戸	文化 二―天保一二	二、六七四三一	二二〇、二七八、二
藥種并唐和砂糖	天保 元―同 一二	一、九四三二二	三、四三三、五二四、九六
乾 物	天保 元―同 一二	二、八七九一三	二五七、〇〇〇、四三
船具其外品々	天保 五―天保一二	四、六七八二〇	二二、一五三、四九
櫓木其外品々	天保 五―天保一二	二二四三〇	八五、五二五、八六
其外井砥石	天保 五―天保一二	八二〇三	九八、八四〇、八二
荒 物	天保 六―同 一二	一五〇〇	九、九六五、四六
鹽干魚鹽節	天保 三―同 一〇	六二六〇一	一〇、四二、六三
鯉節并其外品々	文化 六―天保一二	四四五三一	九二、四五〇、二三
蠟	文化 二―天保一二		四三一、二九一、四五
蠟其外品々	文化 五―天保一二	三〇〇〇	一六三、九二三、九〇
人形并白粉	文化 五―天保一二	三〇〇〇	三一、〇九六、三六
其外小間物	天保 六―同 一一	二七〇一〇	五五、〇五三、五九
菱垣廻船運賃	天保 六―同 一一	四〇、八一九、一一	七、四一九、二七六、三
合 計			

本表は諸色取締之儀、ニ付奉何候書付による内譯と合計と相合せざれど、訂正するに由なし、正米買次代とあるは、文化七年十組問屋が大阪に於て買米を爲せる際、綿店組より立替へたる代銀の差引残額なり。

〔大阪市史〕第二卷 五七六―五七七頁)

図表-13 貨幣改鑄額

	名 称	通用開始日	鑄 造 額
金貨	天保五兩判	天保八年二月	一七二、二七五兩
	保字小判	同	八、一二〇、四五〇兩
	保字一分判	同	
銀貨	保字銀	天保八年一二月	一〇二、四四〇貫
	古一分銀	同	一九、七二九、一〇〇両

〔「大阪市史」第二巻 六二九一六三〇頁〕

2 大阪の金融市場—(イ)貨幣改鑄と(ロ)御用金の上納

イ 貨幣改鑄

幕府は天保の改革を契機にして財政不足に陥り、その財政収入源の新規開発を求め、その結果、(イ)貨幣改鑄と(ロ)御用金の上納とを求める。

使用中による貨幣の磨減は絶えず新しく改鑄することを求められるが、その際、改鑄はプラス面とマイナス面の両方を備える。プラス面は鑄造額の大きい分だけ、幕府の財政収入の増分となる。この図表-13によれば、金貨の天保五兩判は一七万二、二七五兩となる。保字小判と保字一分判とは両方合わせて八百一二万兩の巨額である。銀貨の改鑄は保字銀の一

しかし、水野忠邦は解散する江戸の間屋・株仲間と大阪の間屋・株仲間とを区別する。すなわち、水野忠邦は江戸では主に江戸十組間屋の重荷となっている「冥加金一万二百兩の上納を免じ」た上で、間屋・株仲間の解散を命じる。他方、水野忠邦は大阪では物価高騰の原因を間屋・株仲間のカルテル価格協定に求めている。「大阪にては：幕府は諸仲間就中株札を有する者が、其営業を独占し、其特権を乱用し、為に物価を昇騰せしむる虞あるを以て、是等を停止し、各人随意の競争によりて物価の下落を見んとしたるにあり」〔「大阪市史」第二巻 五七八頁〕と見做す。

図表-14 御用金の上納期

年 度	用 金	差 加 金	上納金 (其一)	上納金 (其二)
天保 一四	一九、〇〇二、一五〇貫	一、三九〇、六〇〇貫	▲五、二〇〇兩	▲二六、一四〇兩
弘化 元	一二、四六一、六〇〇貫	九六一、五〇〇貫	▲五、〇〇〇兩	▲三〇〇兩
二	一一、八四〇、一五〇貫	八四一、三〇〇貫	▲三、三〇〇兩	▲二〇〇兩
三	四、三八八、九〇〇貫	一一一、五〇〇貫		
四	四、〇五六、四〇〇貫	一〇九、五〇〇貫		
嘉永 元	三、二二二、九〇〇貫	六九、五〇〇貫		
二	五三六、五〇〇貫	五九、五〇〇貫		
三	三四九、〇〇〇貫	三六、〇〇〇貫		
四	三四九、〇〇〇貫			
五	三、四九、〇〇〇貫			
計	五、六、五三三、五〇〇貫	三、五七九、四〇〇貫	▲一、九〇三、〇〇〇兩	▲一八六、一四〇兩

〔「大阪市史」第二巻 六四〇頁〕

〇万貫余りと古一分銀の約一千九百万両である。こうした貨幣改鑄のマイナス面は貨幣に含まれる金及び銀量の減少であり、その減少分だけ交換手段としての価値減少となる。この結果、金一両は銀六十匁の交換から銀六十五匁の交換へ変わり、インフレ要因として機能する。ここに幕府の財政改善に対して経済生活の細民、下層民はインフレによる生活困窮を余儀なくされ、王政復古への動きに走る原因となる。

ロ 御用金の上納

幕府は財政資金源として大阪の富商、両替屋及び豪商から文化十年から御用金の上納を求めるが、ここでは天保十四年の御用金を取扱う。文化期から御用金の上納が幕府の財政収入源として重要な役割を果たすが、しかし、大阪の金融市場の衰退原因とも化する。文化期(一八一八—一八二三)から嘉永期(一八四八—一八五三)にかけての御用金は次の図表-14に現わされる。

図表14の御用金は(1)差加金と(2)上納金の追加形態を含めて計上される。

なお、文化七年度の御用金は(一)「御用ニ付金貳拾万両、(二)「年三朱之割合」の利子、そして(三)「都合拾五年目ニ者不残御下切ニ相成候」(「大阪市史」第五卷九七三頁)の三条件での上納を大阪の富商に命じた。さらに、文化十年(一八一三)の御用金上納命令は「五拾万両余」を「三十三ヶ年ニ割合御下ヶ房」で、その「三朱之御手当(利子)付の借用金である。

天保十四年(一八四三)の御用金命令は大阪の両替屋、富商そして豪商を集めて数回に分けて上納を次のように命じる。

- (1) 天保十四年七月六日
融通方…鴻池善右衛門 加島屋久右衛門等十五名
- (2) 大両替方…住友甚兵衛・泉屋甚次郎等六名
- (3) 豪商…茨木屋安右衛門・塩屋市之助等三十九名
合計六十名の集った商人・両替屋に用金額を次のように指定した。
- (1) 七月十七日 官融通方大両替方廿一名の用金額は合計四十四万両。その筆頭は鴻池屋善右衛門、加島屋久右衛門の五万両である。しかし、その後、修正され、廿二日に善右衛門、久右衛門及加島屋作兵衛の十万両を筆頭とし、十九名にて合計八十五万両を指定し、鴻池屋新十郎、近江屋休兵衛に対して応分の出金を要請した。
- (2) 七月廿三日 大阪富商三十九人中十六名を集め、鴻屋市兵衛の二万五千両を筆頭に、合計廿四万五千両を指定した。

- (3) 七月廿八日に九六名を集め、播磨屋仁兵衛の二万両を最大にして計四十四万五百両を指定した。

- (4) 八月九日に平野屋甚右衛門を筆頭に百十一名を招集し、合計三十万三千両を割当てた。

- (5) 八月十六日に銭屋佐一郎を初めてとして五十三名に十二万九千両を上納するよう命じた。

以上合計すると指名者は二百九十五名、指定額は百九十七万両余りとなり、次の図表15に要約される。

大阪は天保の改革による(1)問屋・株仲間の解散、(2)貨幣改鑄によるインフレーション、そして(3)御用金の上納命令等によって金融市場と商品流通市場の衰退・崩壊への途を歩み始める。かくて、大阪は「金融の渋滞を来」すのである。

前述した(1)江戸十組問屋の大阪二十四組問屋に対する滞金とどろきりきんの巨額化は江戸廻り商品の縮少を生じさせ、大阪の産業都市と「天下の台所」との両輪に大きな亀裂を生じさせることとなる。その上、(2)兵庫が酒・油そして綿の江戸廻り輸送を本格的に展開し始め、大阪への競争をより一層強め始めると、大阪はますます産業都市と「天下の台所」との側面を弱体化させ、衰退を深めることとなるのである。

大阪の産業都市と「天下の台所」とは天保の改革、とりわけ問屋・株仲間の解散によって一挙に瓦解してしまつた。というのは問屋・株仲間の金融と信用力とは大阪廻りの商品・産物を仕入れ、注文し、買い集めるのに大きな役割を果たした。一方、大阪の産業都市はこうした問屋・株仲間の信用力と金融力とに支えられ、全国か

図表-15 天保十二年御用金指定と請負額

七月十七日 第一回指定額	七月廿二日 第二回指定額	八月廿二日 請負額	納付年数	人 名
▲五〇〇〇〇	▲一〇〇,〇〇〇	四、五五〇,〇〇〇	六ヶ年	全徳二丁目 鴻池屋 善右衛門
▲五〇〇〇〇	▲一〇〇,〇〇〇	四、五五〇,〇〇〇	六ヶ年	五水町 加島屋 久右衛門
▲三八〇〇〇	▲一〇〇,〇〇〇	三、九〇〇,〇〇〇	六ヶ年	大川町 加島屋 作兵衛
▲二六〇〇〇	▲四〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇	六ヶ年	西本町二丁目 米屋 平太郎
▲八〇〇〇		二〇〇,〇〇〇	七ヶ年	和泉町 鴻池屋 新十郎
▲一、〇〇〇	▲二〇,〇〇〇	九、一〇〇,〇〇〇	四ヶ年	寄場二丁目 鴻池屋 善五郎
▲三〇〇〇〇	▲六〇,〇〇〇	一、七五五,〇〇〇	六ヶ年	吉野屋町 阪巳屋 孫吉
▲八〇〇〇		三、五〇〇,〇〇〇	八ヶ年	寄場四丁目 近江屋 休兵衛
▲二六〇〇〇	▲五〇,〇〇〇	一、三五〇,〇〇〇	七ヶ年	寄場二丁目 炭屋 安兵衛
▲二〇〇〇〇	▲五〇,〇〇〇	三、二五〇,〇〇〇	五ヶ年	全徳二丁目 平野屋 五兵衛
▲二一〇〇〇	▲五〇,〇〇〇	▲一〇〇,〇〇〇	三ヶ年	高麗二丁目 三井八郎右衛門
▲一、〇〇〇	▲二〇,〇〇〇	四、二〇〇,〇〇〇	四ヶ年	寄場二丁目 天王寺屋 忠次郎
▲一、〇〇〇	▲二〇,〇〇〇	六、五〇〇,〇〇〇	六ヶ年	五水町 島屋 市兵衛
▲二〇〇〇〇	▲四〇,〇〇〇	七、五〇〇,〇〇〇	三ヶ年	米屋 喜兵衛
▲二〇〇〇〇	▲六〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇	本年納	千代屋 宗十郎
▲一、〇〇〇	▲一五,〇〇〇	▲一〇,〇〇〇	本年納	住友 甚兵衛
▲八〇〇〇		二、六〇〇,〇〇〇	三ヶ年	泉屋 甚次郎
▲二〇〇〇〇	▲四〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇	五ヶ年	北本町三丁目 近江屋 半左衛門
▲二〇〇〇〇	▲三三、〇〇〇	七、〇〇〇,〇〇〇	五ヶ年	寄場二丁目 鴻池屋 庄兵衛
▲二〇〇〇〇	▲三三、〇〇〇	八、〇〇〇,〇〇〇	五ヶ年	炭屋 彦五郎
▲一、〇〇〇	▲二〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五ヶ年	西本町三丁目 米屋 長兵衛
計 ▲四四〇,〇〇〇	▲八五、〇〇〇	二、八六九,〇〇〇		

〔大阪市史〕第二巻 六三八・六三九頁

ハハ
示は
す金

ら原料・半製品を大阪に移入し、これに油、酒、木綿等の完製品として加工する産業都市として発展してきた。この加工品である酒、油そして木綿は江戸廻りの商品として大阪二十四組問屋の樽前廻船と菱垣廻船とによって江戸の十組問屋へ移出された。大阪の移入と

移出の好循環を担っているのが問屋と株仲間の資金力・集荷力そして信用力であり、大阪の「天下の台所」はこれら問屋・株仲間の金融力と輸送力とに支えられ、発展してきた。こうした大阪の産業都市と「天下の台所」は天保の改革での問屋・株仲間の解散されることで、その土台の解体を余儀なくされると、大阪の町役人・年寄は次のように苦しいその胸の内を吐露するのである。

今日西御役所は三郷火消年番町と年寄被召出、兩御奉行様御立合ひ上、於御前左に通被仰渡り、
被仰渡御請證文と事
三郷火消年番町 年 寄 共

大阪表と義、金銀融通諸國取引〔第〕と場所と、諸色と義土地産物とす之無之、何とも其筋と問屋商人共に年來諸國に仕入先〔第〕金等差出、爲積廻、又荷主船頭見込を以積廻り分も、何品と不寄、夫と手廣に受拂致し義を、専ら大阪と産業と致し、其利潤と寄、融通も宜繁昌ひふ、江戸始諸國入用と品注文引請積廻り、或注文と有無と不拘積廻り、其先とを融通致し、實以取引多端と土地と、海内咽喉と上大都會と無相違、既前と右品と喜情御熱慮と上、他國ぞ御慮置と品送りと廢と有之、夫と世上鈞合宜趣と處、速と流弊ひふ、小數を以大利を謀る族及増長、前とと委取崩し付、追と取引手狭と相成、土地と潤ひ薄く、其上天保と初と米價高直打續、并度と大火等有之、別あ去る寅年御改革と付、〔市中〕取締方と義、追と御沙汰有之趣、心取違ひ、町人共畏縮ひ余、自他と融通合をも不順、銘と取引と手を縮、一般と身構〔面〕ひふ、氣配と押、猶と不融通不繁昌と相成、身薄と者共取締方差支、無據身上相仕舞、無宿と相成ひ者も有之、又の大借と他と掛り人ひと相成ひ者も有之、或他國と出稼と分と、旧里歸郷ひふ者も有之、夫と是と近來と市中明地明家多く、際立義徴と形と相顧ひ義と、右の大坂とと差支と無之、右諸諸國〔對用〕と場所柄と付、〔次第及〕追あ所とと相響、終とこの諸般不融通と相成ひ一基と付、是迄土地引立方と義、追と御世話も有之、去る亥年問屋組合等再興被仰付、諸商賣筋取締方と義付向も御觸と趣も在之、猶又此度格別と御趣意を以、問屋仲間組合相立ひ分、株と唱差免、先前と如く莫加金銀上納被仰付、其上一旦差止と相成ひ芝居能舞臺茶屋等と類も、塙所と應ひ、夫と御免相成ひ義と付、右御趣意をも能と弁別致し、丁人共危路と念慮を去、一同安心渡世相響、諸取引向等無二念十分踏込、信義を不失て手廣と致受辨、是迄と義弊を補ひ、追と以前と相復、此度と御趣意貫き様、猶又厚

く可心掛候○讀六二四一見と

2

「當表身前宜町人共義、前々諸家へ出入致、夫々任頼、藏元又ハ領産品賣差配等引受、或ハ其家々を見込、年來手厚金銀貸出、勝手向仕送りをも致し付あり、右勘定向萬端一和と取引仕來、其方并理し筋ある、土地金銀融通第一ノ廉有之の義、近來諸家勝手向改格等と唱を以、其家々を對シ、敢あ不束、無之の、從古來引受藏元賣差配、并是迄貸出置ハ金銀勘定合等迄更ニ相斷、新タニ外丁人共へ付の義、問々有之由ある、右膝無下ニ斷受ハ町人共、兼め手組相違ひあり、迷惑至極ハ次第ニ付、同輩者共へも急度及應對、品々寄可及出訴義も心得共、先柄と義、無是非其儘打過ハ哉と取沙汰も有之、甚不義理仕向ハ處、夫是と勘弁も不及して、是迄者踏付、新タニ藏元賣差配等引受ハ、手柄と様ニ心得ハ義も有之間敷事ハ、尤諸家と家風も寄ハ義ある、一般ハ難ナハ共、若哉右様と取斗有之の義あり、町人共難立行、自ラ取引と手を縮ハ仕義ニ至リ、却ハ諸家と融通合ニ相響ハ而已からハ、土地一鉢と景氣も拘、不容易事ハ條、諸家ハ出入あり、用向等承りハ者無之の義あり、双方差支、手狭と筋ニ相成ハ付、其義を差構ハ義ハ會ハ無之の義ハ共、町人共ハ相互と義ニ付、是迄引受ハ人共成行ニ寄、離酌勘弁可致ハ付迄も無之の義ハ處、自然他者ヲ奪ハ様成道理ニ相當ハあり、該ニ言同士打とも可サ、其次第を追ハ、銘々難義も可陷義、且ハ一鉢と風儀も差障、以ハ外ハ事ハ、元來當表丁人共義ハ前々多分御用金相動、又ハ上金等あり、土地と美目も相成居ハ處、諸家仕向と模様ニ寄、先前御用相動ハ者も手元相義、追々人數等相減ハ様相成ハあり、大坂と現理ある、外間實儀可致歎息義有之の義、銘々渡世を相勵ハ勿論ハ共、人々難義を顧ハ今日と道も相叶、家業繁榮と應報も可在之義ニ付、得と可致弁別答有之の義、尤右心得方等と義、天保度も品々中間置○圖六ハ義ハ心得共、其後年月相立、忘却ハ者も有之義、近比弊風再發ハ由も粗相聞ハ付、尙又改ハす間ハ其旨を存、土地不及義整様、精々厚可サ合ハ、右と通サ渡ハ間、夫々組合町と一統不洩様能と可サ通ハ、右被仰渡と趣奉畏ハ、依之御請印形差上サ處如件、

安政四巳年十二月廿二日

〔大阪市史〕第四卷 二二二—二二四頁

大阪の産業都市と「天下の台所」が兵庫津の江戸廻り商品の増加に伴ない、衰退に転じたのは天保の改革による問屋・株仲間への貸付、信用供与そして集荷力の喪失に原因している。大阪の再建は兵庫津からの江戸廻り商品を「都西大阪表へ差支ニ相成、義」である

と、次のように主張する。

大坂三郷火消年番

町々年寄共

「近年再々當地ニ御在城ニ付、於町家數月度ニ御供方御用宿相動ハ付あり、入費迷惑難避ハ次第、格別ノ思召を以川凌冥加金御免除被成下ハ處、兵庫表と儀者近年宿驛臨時御用多ハ得共、相納ハ地子米御免除不相成、一應御救免筋願度趣を以、今度於兵庫津新堀江戸積株奉願上ハ段、一同奉傳承、元來大坂町人商人共々、從往古諸國御產物下手引請、尙又御府内其外國ニ致積廻、數万軒安住渡世致シ、世上諸國ニ奉所とサ唱、夫ニ付ハ者諸職并日稼働ハ者共迄、幾方と身過及仕、儀ニ御坐ハ處、右休彼ハ津ニ株式出來ハ、土地咽喉ハ場所ニ付、忽當地廻着ハ諸色相減、勿論當地ニ出產ハ品物逆者無之ハ付、當地商人共一圓渡世を失ハ、其外上荷茶船馬下職日稼者勿論青物小商人ニ至迄、一鉢と難避相成、丁人共一同驚入、愁歎仕罷在ハ、乍恐近年御用向入費相嵩ハ者、彼地斗ニ無之、全國一鉢と事ハ、殊々當地ハ儀者再々御在城も有之、猶更ハ儀是迄身元宜町商人共先年々度ニ御用金相動ハ家柄も、土地一鉢と衰微仕ハ様ニある者、夫々家及無據爲及斷絶ハ様成行可サ哉と考察仕ハ、金銀融通第一ニ土地柄自然と不融通ニ相成、無左ハ義、近頃米價を始野菜至迄不依何品騰昇仕、身ハ厚薄ニ不抱、一同難澁ハ折柄ニ御坐ハ間、旁以彼地願御免除相成ハあり、當地市中一同往々困窮相迫、終々者永住ハ御當地も、無據離散可仕外無之様ニ成行ハあり、誠ニ歎ケ敷一同苦心罷在ハ間、文化度御趣意被爲在ハ通、諸荷物被ハ地ニ引留問敷者勿論、都々大坂表へ差支ニ相成、義仕間敷答ハ御趣法ハ御据置被爲成下ハ、市中一同重々難有仕合存、何卒各様ハ此段宜被仰上可被爲成下ハ、乍價市中一同爲惣代私共々厚奉願上ハ、以上、

應應三卯年六月

三郷火消年番

丁々

〔大阪市史〕第四卷 二五九四—二五九五頁

3 大阪の金融市場—信用制度と両替屋

大阪の信用制度は(1)十人両替、(2)本両替、(3)銭両替を中心に発達する。とりわけ、十人両替は今日の幹事銀行に当り、新設両替店の合否を決める役割を果たすが、天王寺屋・平野・鴻池善・鴻池正・炭安・炭彦・近江屋・加島屋・米平・米長の十家のことである。

この十人両替は、同時に幕府、藩の公金（御用役）の出納に従事する。また、御用為替は三井組の主要業務である。

(2)の本両替は町に見られる一般両替店である。主要業務は(i)貸付手形の振出し、(ii)為替取組等を業務とする。

これら両替屋の大手は資本金二十万両以上を擁するが、少数の五十店にすぎない。

(3)の銭両替は主に銭の交換を主要業務にする小規模な店である。

両替店は系列の親店と子店を形成し、密接な金融業務の貸しと借りとの関係を成し、子の両替店から預金を預り、また子の両替店からの手形振出を受ける。親両替屋は相互で手形の振出しと決算をする。

貸出しは両替店の大名貸しを中心に行なわれる。その担保は年貢米である。大名は大阪の蔵屋敷に正米を送り、堂島米取引所で入札にかける。また、この正米の外に納屋米と呼ばれる米は私に市場外で売られる。蔵屋敷の正米を扱う両替店は掛屋と呼ばれる。

両替店は堂島米市場の入札による販売に対し、為替手形を振出し、一種の資金の貸付けをする。この貸付金の利子は年三朱を平均にし、最高五朱である。貸付金の回収は担保として年貢米を指定する。

大名貸しの他に両替店は商人に貸出し、月一分の利子を徴収する。また、商品を担保に貸付ける両替店は入換屋と云い、主に米、砂糖等を指定する。

両替屋は預金を受け入れ、代りに振出手形を出す。商人は預金的身返りとして借入金或いは手形を振出す。他方、両替屋は大阪支店との間で送金と小切手（振出手形）を振出す。

大阪の二十四組問屋は江戸廻送商品を江戸の十組問屋へ送るので貸し勘定となるが、前述したように滞金として累積され、大阪の間屋経営を揺るがし、江戸廻り商品の縮小を余儀なくするのである。

他方、大阪の堂島米市場は大名の正米を入札で売買する。その売上金は江戸の大名への生活資金として使用されるが、米価の下落や飢饉、不作の時には大阪の蔵屋敷の掛屋⇨米方両替屋から正米を担保にして多額の資金を貸り、貸勘定への記帳となる。大阪の両替屋は大名の貸付金をなす場合、御立入或は御金主と呼ばれる。大名は資金の借入れに際し、この両替屋に頼むが、之を御頼談と呼び、主に家老の任務となる。貸金がままとすると、その担保は廻米の売上代金、或いは廻米となる。この廻米売上代金の保証は蔵屋敷の掛屋、つまり両替店である。大阪の蔵屋敷の掛屋⇨両替店は、大名の江戸屋敷へ為替で送るため、江戸為替手形を買入れて送る。その際、江戸の両替屋は大阪からの江戸為替手形を受けるや、資金を用意して大名屋敷へ行くが、一時預りをする場合、此の資金を他に貸付けて利益を得るのである。両替店の利益は他に金と銀との両替に対し、手数料として一両に付一分の利益を得る。さらに、両替店の大きな利益は、無利子で預金者から預っている預金を大名への貸付に利用して利子を得る点である。特に、大名への貸付回数と金額が大きくなると、両替店は大名から扶持を受ける。鴻池は一万石の扶持を受け、この扶持米を米市場で売却して利益を得ていたのである。

次の図表16は大名への貸金⇨御用金証書の流れである。

